

日系アメリカ人事件の研究 (一)

藤 倉 皓 一 郎

釜 田 泰 介

はじめに

太平洋戦争の開戦後、アメリカ西海岸に住んでいた一万人の日系人は、治安上の理由から強制的に移転を命じられた。アメリカ国籍をもつアメリカ人も、日本国籍の在留邦人も、ともに日系であるという理由で、内陸部一〇カ所に設けられたキャンプに収容され、多くの人はそこに三年間にわたって拘留された。

日系人の居住、立入を禁止する軍事地帯が西海岸ぞいに定められ、夜間の外出、無届の移動は禁止された。そこに住む日系人は土地、財産を処分する暇もなく、集結センターへの出頭を命ぜられ、収容キャンプに送り込まれた。収容所では「忠誠テ

日系アメリカ人事件の研究 (一)

スト」が課され、アメリカに忠誠を誓う者と、そうでない者とのふるい分けがおこなわれた。

当時、こうした措置に対して日系人がとりえた唯一の抗議手段は、裁判所への提訴であった。戦争中から戦後にかけて、日系人の人権にかかわる憲法上の争点を争う一連の事件が合衆国最高裁判所にもたらされた。外出禁止令の合憲性を争うヒラバヤシ事件、強制移転命令の効力を争うコレマツ事件、収容所における忠誠テストの効力を争うエンドー事件、さらにカリフォルニア州の日系人の土地所有を制限した外国人土地法の合憲性を争うオーヤマ事件、同じく日系人の漁業を制限する州法の効力を争うタカハシ事件などである。

こうした一連の事件における最高裁判所の判決は、当時アメ

リカ社会のなかで日系人のおかれた状況を示す歴史的な資料であり、また多人種社会のなかでの憲法解釈の問題点を示す重要な先例である。これらの判決は、アメリカの社会と法の特徴を知るうえで基本的な資料であり、憲法の「法のもとでの平等の保護」、「法の適正な手続」といった中心的概念を理解するうえで今日にも活かしている先例である。

アメリカにおける日系人の体験は、日米の関係を考えるうえで、埋もれさせることのできないものであるが、これまで、とくにその法的側面については、ほとんど紹介されていない。そこで、わたくしたちはこの問題の法的基礎資料として、まず日系アメリカ人事件の最高裁判所判決の主要なものを何回かにわたって訳出することにした。これは同志社大学アメリカ研究所の研究部門である「アメリカ最高裁判所の研究」の一環をなすものである。いずれ判決文の訳出に加えて、訴訟資料、訴訟当事者とのインタヴュー・テープなどを折込んで判決理論の評釈、位置づけ、社会的背景などについてもまとめる予定である。

最高裁判決の訳出にあたっては、原則として判決文中の先例の引用、脚註は省略することにした。また原則として判決文は全部を訳出するが、各判事の判決文のあいだで、あきらかに重複する部分については省略することがある。なお参考文献、資料については、それぞれ必要な箇所であげてゆくが、さしあた

り次のものが有用である。

ten Broek, Barnhart, & Matson, PREJUDICE, WAR, AND THE CONSTITUTION: Causes and Consequences of the Evacuation of the Japanese Americans in World War II. (1954)

McWilliams, PREJUDICE (1944). 鈴木・小野瀬訳「アメリカの人種的偏見——日系米人の悲劇」(一九七〇)。

Bosworth, AMERICA'S CONCENTRATION CAMPS (1967).

森田訳「アメリカの強制収容所——危機状況における少数民族」(一九七二)。

Rostow, *The Japanese American Cases*, (1945) in THE SOVEREIGN PREROGATIVE: The Supreme Court and the Quest for Law (1962). 藤倉訳「日系アメリカ人事件」同志社法学九〇・九一号(一九六四—六五)。

Maisie & Richard Conrat, EXECUTIVE ORDER 9066: The Internment of 110, 000 Japanese Americans (1972).

これは日系人の強制移転、収容所内での生活を写した写真集である。

ヒラバヤシ 対 合衆国

Hirabayashi v. United States of America,
320 U. S. 81 (1943)

釜田泰介 訳

ストーン首席判事が法廷意見を下した。

上告人(日系アメリカ人)は一九四二年三月二十一日付連邦法違反で地裁において有罪判決を宣告された。同法は軍隊の司令官が定める軍事地域に住む者に対し同司令官により課される規制(これはすべて大統領の行政命令(Executive Order)により権限を与えられている)を故意に無視する行為を軽罪としているものである。

当法廷に判断を求めている問題は、遵守されなかった特定の規制、すなわち当該地域に居住している日系国民すべては毎日午後八時より翌日の午前六時までの間各自の居所内にいなければならぬという規制は、連邦議会により憲法に違反して委任された立法権を行使して軍司令官によりとられたものかどうかということ、この規制は憲法修正五条に反して日系アメリカ人とその他のアメリカ人とを差別扱いしたのかどうかということである。

起訴は二つの訴因にわたっている。第二の訴因は日系人であ

る上告人が、特定の日に西海岸防衛隊である第四連隊の軍司令官により公布されている規制に反して午後八時から午前六時までの間指定軍事地域内にある本人の居所に留まる義務を怠ったということである。第一の訴因は上告人は一九四二年五月十一、十二の両日、軍司令官により出された市民排除令(Civilian Exclusion Order)に反して指定軍事地域内にある市民管制所(Civilian Control Station)へ出頭しなかったということである。上告人に対する市民管制所の出頭要求は当該地域から日系人を排除する予備措置であった。

地裁における妨害抗弁(demurrer)並びに却下抗弁(plea in abatement)において(この両抗弁を裁判所は却下した。46 F. Supp. 657)、上告人は起訴は棄却されるべきである、なぜなら自分はアメリカ国民であって一度も大日本帝国の臣民であったことはなく、また大日本帝国に忠誠を誓ったこともないから、そして一九四二年三月二十一日法は憲法に違反して連邦議会権限の委任を行っているからと主張した。陪審裁判により、上告人は日本から合衆国に移住しその後一度も日本へ帰ったことのない日本人両親から一九一八年シアトルで出生したということ、彼はワシントンの公立学校で教育をうけ逮捕される時ワシントン大学の四年生であったこと、彼は日本へ行ったことがなくまた日本に住んでいる日本人と何らの交渉をもっていなかったこ

とが明らかになったのである。

上告人は軍事地域からの疎開に必要な登録をするために指令されている一九四二年五月十一、十二の両日、市民管制所への出頭を怠ったことが立証された。彼はそうすることを怠ったことを認めた。そしてこの命令に服せば自分はアメリカ国民としての権利を放棄することになるだろうという確信を終始もっていたと述べた。また同じ理由のゆえに彼は一九四二年五月九日午後八時以降、自分の居所から外出したということが証明された。陪審員は二つの訴因に関して有罪の評決を示したので上告人は各々に関し三カ月間の拘禁判決を下された。両判決は同時に執行されることになった。控訴の結果、第九巡回区控訴裁判所は本件判決に必要な法律問題に関しての指図を求めて、法律問題を当法廷に照会してきた (certified) (§ 239 of the Judicial Code as amended, 28 USCA § 346, 8 FCA title 28, § 346 参照)。28USCA § 346 により当法廷に付与された権限にもとづいて行動した結果、当法廷は本件があたかも上告によりここへもたらされたごとくそれと同じ方法で判決手続をとれるように全記録を当裁判所へまわす (certified) よう命じた。二つの訴因について地裁により課された各三カ月の判決は同時に執行されると命ぜられたのであるから、もし当法廷が外出禁止令違反を理由とする第二の訴因に関する有罪は確認されるべきだと考え

る場合には、第一の訴因に関して持ち上がる問題を考える必要はないであろう (Brooks v. U. S., 267 US 432, 441, Gorin v. U. S., 312 US 19, 33)。

上告人が違反し、そして連邦法により規定されている刑罰がそれに伴うと考えられた外出禁止令は大統領の行政命令に従って出されることになっていた。軍司令官の命令作成ならびに執行権限について判定を下すに際しては、この命令に先行あるいは同行した政府の行動をいく分詳しく考察することが必要になる。この命令はその権限をその政府の行動より引き出しているのである。

一九四一年十二月八日、日本空軍による真珠湾爆撃の一日後、連邦議会は日本に対する戦宣を布告した (55 Stat 795, c 561, 50 USCA Appx. preceding § 1)。一九四二年二月十九日大統領は行政命令 No. 9066 を公布した。同命令は「戦争を成功裡に遂行するためには、国家防衛施設、国家防衛地域、並びに一九一八年四月二十日法 (これは一九四〇・一一・三〇法、一九四一、八、二一法により改正された) により定められている国防関係の産業に対するスパイ活動、サボタージュ活動を防ぐあらゆる可能な処置を必要とする」と述べている。そして大統領でありかつ陸海軍の最高司令官である自らに付与されている権限により、大統領は「国防長官並びに彼が時に応じて指名する

軍司令官に次のような権限を与えるものである。その権限は国防長官または彼が指名した軍司令官が必要あるいは望ましいと考える時はいつでも、彼らが決定する場所と範囲で軍事地域を定め、その地域からある者またはすべての者を排除することができる、そしてこの地域に関して国民の有している立入り、居留または立去りの権利は国防長官または当該軍司令官が本人の裁量にもとづいて課すいかなる規制にも服すべきものとするというような行動をとれる権限である。」と述べた。

一九四二年二月二十日国防長官は J. L. Dewitt 將軍を太平洋岸の州ならびにその他の地域を含む西部防衛隊の軍司令官に指名し、その地で行政命令 No. 9066 に定められている任務遂行に当らせた。一九四二年三月二日 Dewitt 將軍は布告(Public Proclamation) No. 1 を公布した(7 Federal Register 2320)。

この Proclamation は太平洋岸全域は「この地理的位置からして特に合衆国が現在戦時状態にある国家の軍隊による攻撃と侵略をうけやすくかつそれとの関連でスパイ活動、サボタージュ活動が起こりやすい。そこでこのような敵の行動に対する防衛を固めるために必要な軍事上の措置を講ずる必要がある」と述べていた。それは「現在の情況からすると軍事上の必要事項として西部防衛隊の守備範囲に含まれている領土内にその隊の軍事地域 (Military Areas and Zones) を設定する」ことが必要で

ある」とも述べていた。そしてそれは「現状の要請からして一定の者あるいはその集団は今後の布告によってこれらの地域の一定の箇所から排除されることになるがしかしこれらの者はこれから定める規則と規制に基づいて、これら地域のうちの上記以外の所での居住を許される場合もある」ということを含んでいた。布告 No. 1 により指定された軍事地域の中には軍事地域第一があった。それはアリゾナの南部を除いたワシントン州シアトル市(上告人はここに住んでいた)を含む三つの太平洋岸州の全海岸地域を含んでいた。同じ布告によって指定された軍事地域第二はこれら三つ以外の太平洋岸州、アリゾナ州の軍事地域第一に入っていなかった地域を含んでいた。

一九四二年三月十六日の Dewitt 將軍により出された布告(Public Proclamation) No. 2 は前記と同じような趣旨を述べたのち、更に新たな軍事地域を指定していた。それは一定の者あるいは集団を後の布告によりこれらの地域から排除することに関する同じような条項と、これら地域に留まる者に適用される規則を将来定めることについての条項を含んでいた(7 Federal Register 2405)。一九四二年三月十八日の大統領行政命令 No. 9102 は大統領指揮下の行政府の緊急対策局(the Office for Emergency Management) 内に戦時再配置局(the War Relocation Authority) を設置した。それは戦時再配置局長

にすでにふれた行政命令 No. 9066 にもとづいて指定される人物の移転、再配置、維持、監督にかんする計画を立てそれを遂行する権限を与えた。そしてそれは同局長に同計画を有効に遂行するために必要なあるいは望ましいと思える規則の制定権をも与えていた (7 Federal Register 2165)。

連邦議会は一九四二年三月二十一日法により「大統領の行政命令の授権にもとづき、国防長官または国防長官により指名された軍司令官により規定される軍事地域内に、このような地域に適用される規制に反してまたは国防長官、軍司令官の命令に反して、立入り、居留、立去りまたは一定の行為を行う者は何人も、本人がこの規制または命令の存在ならびに適用範囲について知っていたあるいは知っているべきであったことと彼の行為がそれに反したものであったことが明らかになる場合には、軽罪を犯したものとし、有罪の際には罰金または拘禁、またはその両方の責任を負わねばならない」と定めていた。

三日後の一九四二年三月二十四日 Dewitt 将軍は布告 (Public Proclamation) No. 3 (7 Federal Register 2543) を発した。

先の布告 No. 1, 2. による軍事地域指定にふれた後、それは「これらの軍事地域内における現在の状況から、軍事上の必要事項として、この地域内にいるすべての敵国人と日系アメリカ人すべてに関する一定の規則を設けることが必要である」と述

べていた。同布告はそれに応じて一九四二年三月二十七日以降「軍事地域の境界線内に居住しているすべての日本人、ドイツ人、イタリア人ならびにすべての日系アメリカ人は午後八時から午前六時までの間 (今後これを外出禁止時間とよぶ) 各自の居所内にいなければならない」と宣告した。それはまた日系アメリカ人に一定の別の規制を課してもいた。これらの規則を遵守しない者は一九四二年三月二十一日の連邦議会法により定められている刑罰に服すものとすると定めた。

一九四二年三月二十四日より軍司令官は布告 No. 1 の条項に従って一連の市民排除命令 (Civilian Exclusion Orders) を出した。これら命令の各々は彼の司令下にある領土内の特定地域に関係するものであった。上告人に適用される命令は一九四二年五月十日の市民排除命令 No. 57 であった (7 Federal Register 3725)。それは一九四二年五月十六日正午十二時以後、外国人、国民をとわず日系人すべては軍事地域 No. 1 に属するシアトル内の一定地域から排除されると命じていた。そしてこの命令の該当者は全員、各自五月十一、十二の両日指定されたシアトルの市民管制所 (Civil Control Station) へ出頭する義務を課されていた。その間に軍司令官は一九四二年三月二十七日付の布告 (Public Proclamation) No. 4 を発した。それは当該地域内にいる日本人の整然とした疎開と再居留の処置を

とることの必要性を述べ、同時にすべての日本人とすべての日系アメリカ人が次の命令で許可されるまで当該軍事地域を動いてはならないとした (7 Federal Register 2601)。

上告人は起訴の第二訴因で責任をとわれているように知っていて外出禁止令に従わなかったということ、同命令が行政命令 No. 9066 の規定により授權されたものであったこと、攻撃されている当該連邦議会法はこのような命令への不服従を刑罰をもって罰そうとしていることを否定してはいない。彼の主張はただ次の点についてである。それは、連邦議会は異議を申し立てられている規則を課す権限を軍司令官に与えることにより憲法に反して立法権を軍司令官に委任したということ、たとえこの規則が他の点に関しては合法的に授權されたものであったとしても修正第五条は日系国民とその他の国民との間に差別扱いをすることを禁止しているということであった。一九四二年三月二十一日法は当法廷に提出されている外出禁止命令を念頭においてそれに授權したものであることはその立法過程から明白であろう。一九四二年三月二十一日法の法案は三月九日上院にそして三月十日、下院に、国防長官の要請で提出された。同長官は上院の軍事委員会の委員長と下院の議長とに対する手紙の中で、同法案の目的は行政命令 No. 9066 にもとづいて出される命令を執行するための手段を提供することであると述べ

ていた。このことは同法案に関する委員会報告書中にていっている。そして同報告書は行政命令と国防長官の手紙の全文を掲載して (88 Cong Rec 2722, 2725; HR Rep No. 1906, 77 th Cong, 2d Sess; S Rep No. 1171, 77 th Cong, 2d Sess.) として委員会報告書の各々は明白に、外出禁止令を刑罰によって強制執行することが望ましいと考えられる種類の規制の一つであると述べている。

この法案が審議されていた時、Dewitt 将軍は軍事地域第一、第二を指定する一九四二年三月二日付の彼の布告 No. 1 を発表した。そしてその布告は連邦議会に提出されていた (S Rep No. 1171, 77 th Cong, 2d Sess, p. 2; see also 88 Cong Rep 2724)。下院の軍事委員会委員長宛の一九四二年三月二四日付手紙には「Dewitt 将軍は同法案が法律化される場合には、国防長官または担当軍司令官が軍事地域内で、外出禁止令、その他の規制を執行できるだけの十分な幅のあるものとするべきである」という強力な意見をもっている」こと、ならびに Dewitt 将軍は「自分は一定の重要な国家防衛上の利益を守るためにただちに一定の規制を執行する用意があるが、執行手段が法定されるまでその手続を開始するつもりはない」という意思を表明していることが告げられていた (HR Rep No. 1906, 77 th Cong, 2d Sess, p. 3)。その他上院軍事委員会委員長宛の国防

長官代理の一九四二年三月十三日付手紙をも参照すべし (88 Cong. Rec. 2725)。

上院軍事委員会の委員長は、提案されている立法の目的は行政命令 No. 9066 に従って作成される外出禁止令とその他の軍事命令を執行する手段を提供することであると、上院議場において説明した。彼は Dewitt 将軍の布告 No. 1 と「日本人移民一世とアメリカで生れた日系二世の疎開」が開始されようとしているという新聞報道からの一節を読み上げた。彼はまた「日本人の間に広く行われていると疑われている第五列隊 (スパイ) 活動 (fifth column activity) の原因」は日本がアメリカ生れの日本人に適用可能と考えている二重市民権の制度と、日本人領事、仏教徒、その他のリーダーによりアメリカ生れの日本人の子供の間に広められている宣伝との中に見出されるべきであると上院において述べた。このようなことが太平洋岸地域から外人と同様に国民をも含む日系人を疎開さすという計画についての説明であると述べられたのである (88 Cong. Rec. 2722-26; See also pp. 2729-2730)。連邦議会はまた一九四二年三月十九日付の、国家防衛のための活動について調査している委員会 (House Committee) の予備報告書をも入手していた。同報告書は行政命令 No. 9066 の諸規定を承認していたし、それは同命令にもとづいて設定される軍事地域から国民を含む日系人

すべてを疎開さすことを勧告していた (HR Rep. No. 1911, 77th Cong, 2d Sess)。法案は現在当法廷に提出されている外出禁止令にまで適用あるほど十分広い文言でもって命令違反に対する刑事罰を定めていた。連邦議会は外出禁止令をこの法案の適用対象の一つにするよう勧告されていたし、日系市民ならびに日本人を同様に規制するよう助言されていたことが立法過程より明らかである。

以上の考察より、連邦議会は一九四二年三月二十一日法によって行政命令 No. 9066 を批准、承認したと判断せざるをえない (Prize Cases, 17 L. ed. 459, 477; Hamilton v. Dillin, 21 Wall. (US) 73, 96, 97; US v. Heinszen & Co., 206 US 370, 382-384; Tiaco v. Forbes, 228 US 549, 556; Isbrandtsen-Moller Co. v. U. S., 300 US 139, 146-148; Swayne & Hoyt v. U. S., 300 US 297, 300-303; Silas Mason Co. v. Tax Commission, 302 US 186, 208)。そしてそれが合法的になされたかぎり、連邦議会は軍司令官が大統領の行政命令に従って公布する外出禁止令権を認め、執行に必要な権限を与えたことになる。そこで問題は行政命令の公布を大統領に委任するという議会権限の問題ではなくて、議会と大統領は協力して行動することで現在異議を申立てられている外出禁止規制を課す憲法上の権限を有しているかどうかということである。また当法廷

は共同行動をとった議会と行政部が、軍司令官に当該状況を分析させその分析にもとづいて外出禁止令を出す時期と場所がこの状況下で適切であるかどうかと、この命令そのものが国防上の資材、地域、産業に対する「スパイ活動、サボタージュ活動を防止するため」の行政命令を遂行するに適切な手段であるかどうかとを判断させることが可能なのかについても考えなければならぬ。当法廷はこれから述べる理由により今審理しているような一定時間内の外出禁止令を出すことは議会の憲法上の権限内に属し、かつ政府の行政権に属すことであつたと判断する。そしてその命令が軍司令官によって公布されることには何ら立法権の違法な委任は含まれていなかったと判断する。

行政命令 No. 9066 (これはサボタージュ・スパイ活動から国防に必要なものを守ることに由り戦争を遂行するという宣明された目的のために戦時中に公布された) と、一九四二年三月二十一日法 (これはこの行政命令を批准承認している) とは各々、憲法一条と二条とにより連邦議会と軍最高司令官としての大統領とに付与された戦争遂行権限の行使によるものであつた (see *Ex parte Quirin*, 317 US 1, 25, 26)。当法廷は大統領が一人で行動して問題の外出禁止令を作成しうるかまたはその作成を他人に授権できるかどうかを考える必要はないと思ふ。というのは今回の大統領の行動は連邦議会の支持をえているからであ

る。したがって当法廷はただちに、連邦議会と行政部の協同作業でもって緊急の戦時措置としてこのような規制を課すことは連邦政府の憲法上の権限に属しているかどうかという問題に関わってくる。この権限の行使はここでは戒嚴令とか軍事法廷による裁判という問題を何ら含んでいない (Cf. *Ex parte Milligan*, 18 L. ed 281; *Ex parte Quirin*, 317 US 1)。上告人は一般の裁判所で裁判され有罪を宣告された。そして犯した行為を理由に連邦議会により定められている刑罰に服させられたのである。

連邦政府の戦争遂行権は「戦争を成功裡にはこぶ権限」である (See *Charles Evans Hughes*, *War Powers under the Constitution*, 42 ABA Rep 233, 238)。それは戦争行為とその進展に重大な影響を及ぼすようなあらゆる戦時関係事項、行動にまで及ぶ。この権限は戦場で勝利をおさめたり敵軍を撃退させることに限られるのではない。それは国防のあらゆる面を包括しているのである。すなわち戦争資材並びに兵士を、戦争を起し遂行し進めることに伴う損害と危険から守ることを含んでいるのである (*Prize Cases*, 17 L. ed 459; *Miller v. U. S.* (Page v. U. S.), 20 L. ed 135, 143-147; *Stewart v. Kahn* (*Stewart v. Bloom*) 20 L. ed 176, 179; *Selective Draft Law Cases* (*Arver v. U. S.*) 62 L. ed 352; *McKinley v. U. S.*,

63 L. ed 668; United States v. Macintosh, 283 US 605)。

憲法は戦況のあらゆる変化の中でこの戦争遂行権を行使することを大統領と議会に託しているのであるから、憲法は迫っている損害または危険の性格、程度を決定しそれに対抗するため手段を選択するに際しての広範な判断と裁量の行使権を両機関に必然的に与えているのである (Ex parte Quirin, Supra; Cf. Prize Cases, Supra; Martin v. Mott, 6 Led 537, 540)。

両機関が本件で行ったごとく戦時状況が上記の判断と裁量権の行使を求めかつ憲法が戦争行使の責任を課した政府のこれらの部門による手段の選択を要求する場合には、これら機関の行為の当否について裁判所が審査したり、それらの機関の判断に裁判所の判断を置き換えたりすべきではない。

とられた行動は大統領と議会が一九四二年の早い時期に直面した戦時状況(そのうちの多くは当時公にされていたので特に軍事関係筋のよく知っていることであった)に照らして評価されねばならない。一九四一年十二月七日日本空軍は、日本の外交代表団が二国間の相違点を表向きは平和的に解決するために国務省と交渉を展開していた正にその時、予告なしに真珠湾にある米海軍基地を攻撃した。同時にあるいはほとんど同時と言ってよい時に、日本人はマレイシア、ホンコン、フィリピン、ウェーク、ミッドウェー諸島を攻撃した。翌日日本陸軍はタイ

を侵略した。その直後日本軍は二隻の英国軍艦を撃沈した。十二月十三日グアム島は占領された。十二月二十四、二十五日日本軍はウェイク島を占領しホンコンを占領した。一九四二年一月二日、マニラは落ち二月十日には英国の東洋における最大の海軍基地シンガポールが占領された。二月二十七日ジャワ海海軍基地シンガポールの大敗に終わった。三月九日までは日本軍はオランダ領東インドに対する支配権を確立した。ラングーン、ビルマは占領された。バターンとコレギドールが攻撃をうけていた。

真珠湾攻撃の結果はかなり後になるまで完全には明らかにされなかったけれども、その被害は甚大であったということ、並びに日本人はその成功によって、我国最大の海軍基地であり日本と西海岸の間に横たわる国防上の最後の要塞であるパール・ハーバーの占領を可能にするかもしれないほどの海軍上の優勢を我が太平洋軍に対して獲得したということは知れ渡っていた。わが国の防衛の責任を負っている思慮分別ある人々が、この侵略の危険に対処しそれを防止する手段をとらなければならず、そして手段の選択をなすに際しては我国内の事情を考慮しなければならぬと判断する十分な根拠を有していたことは疑いの余地がない。

異議を申し立てられている諸命令は、日本軍による空襲と侵

略の脅威がある時に、問題の軍事地域をサボタージュとスパイ行動から守るといふ宣明された目的のための防衛手段であった。この外出禁止令はその地域に住んでいる国民が日系人である場合にのみその者に適用されることになっていたので、当法廷が調べることは、議会と軍司令官が意見の一致をみた次のような判断にはすべての事実と状況に照らして実質的根拠が存在していたかどうかということではなかなければならない。すなわちその判断とは、適用されている外出禁止令は戦争結果に重大な影響を与えかつ敵の侵入に力をかすと考えられるサボタージュやスパイの脅威に対処するために合理的にみて必要な防衛手段であるという判断である。上告人が採用されるべきであると主張している別のやり方は、軍当局はその軍事地域内にいるすべての国民に外出禁止令を課すかさも無くば何人にも課すべきでないということである。迅速な行動を必要とする危険が迫っている場合には、多くの者に明らかに不必要なわずらわしさを課すか、あるいは脅威が存在している中で消極的に座してかつ抵抗せずにいるかのどちらかを選択することになる。立憲政体は戦時においては、わが国の国防に責任を負っている者がこの脅威は真実であると信ずるだけの合理的理由を有する場合には、それほど無力ではないしきりとて非常に厳しい手段の選択を強制もしていないと当法廷は考える。

この命令が公布された時、軍事兵器とくに船艦と飛行機生産のための装置、設備は軍事地域第一と第二内に非常に多く集中していた。重要な陸軍、海軍基地はカリフォルニア州とワシントン州に存在していた。当時政府の調達官によりなされる主要な飛行機契約の全価格の四分の一はカリフォルニア州によって履行されることになっていった。履行されるべき船艦建設契約価格に関しては、カリフォルニアは全州のうちの二位、ワシントンは第五位に位置していた。

一九四二年三月という危急の時期にこの地域におけるサボタージュ、スパイ活動によるわが国の戦力生産に対する危険は明白のように思われる。西ヨーロッパ諸国へのドイツの侵略は第五列隊行動の脅威についての十分なる警告を世界に与えた。日本政府に同情をもっている者によるスパイ活動は真珠湾に対する驚異的攻撃において特に有効であったことが判明している。日本軍がわが国を攻撃する恐れが存在している時点で、敵国日本へのわが住民の抱いている愛着の性質はしたがって重大な関心事項であった。合衆国にいる外国人、国民をあわせた日系人十二万六千人中、約十一万二千人が軍事規則の採用時点においてカリフォルニア州、オレゴン州、ワシントン州に住んでいた。これら住民のうちの約三分二は合衆国で生れたがゆえの国民である。このような者のうちの大多数は太平洋岸の州内に住んで

いたのみならず、彼らは大都市のうちの三つ、すなわちシアトル、ポートルランド、ロスアンゼルス（これらはすべて軍事地域第一内に存している）内またはその近郊に集中していた。

日本人がこの国へかなりの数で移ってきたのは、十九世紀以来ゆきわたっていた社会的、経済的、政治的状况が日本人の団結を固め、そして白人種人口の構成部として彼らが同化するところをかなりの程度において妨げてきたという見解にはうなずける点がある。さらに日本人両親から生れた多くの子供たちは、その地方にある公立学校の正規の時間外に日本語学校へ送られている。これらの学校のいくつかは日本への忠誠心を養って、日本の国粹的宣伝の源であると一般に信じられている。日本人両親からアメリカで生れる子供のうちかなりの数の者（約一万人と見積もられている）が今までに彼らの教育の全部または一部をうけるため日本へ送られている。

連邦議会と軍司令官を含む行政は日系人の忠誠心に関して日本により維持されている二重国籍制度に特別の意義を帰しうるとしてきた。米国籍をもたない日本人両親からアメリカで生れた子供、特に一九二四年十二月一日以前に生れた子供は多くの状況下において日本法により日本国民であるとみなされている。このように日本国籍を保持していると日本がみなしている者についての公的な調査は手に入らないが、しかしその数は大

きいと信ずるだけの理由は存在している。

アメリカ国籍をもっていない日本人住民の大多数（これはこの国に住んでいる全日本人住民の約三分の一に当る）は、相당한年月をここで送っていて日本人社会の中に於て有力な立場を占めている。影響力をもったこれら日本人住民と日本領事館との結びつきは、宣伝を流布するうえでこの国における日本人住民に対する日本政府の影響力を維持する上でのすぐさまにあらう手段とみなされてきた。今までみてきた太平洋岸地域にいる日本国籍とアメリカ国籍両方を含む日本人の生活に関係している状況からみて、彼らと白人住民との間には相互にほとんど社会的交渉は存していなかったのである。合衆国に住んでいる日系の人々に与えられている特権と機会に影響を与える實際上と法律上両方の規制は、いらだちの原因であったしかつ彼らの孤立感と多くの場合彼らの日本並びにその制度に対する愛着を増加させがちであったことは十分考えられる。

これらの資料をあらゆる角度から検討すると、このような状況がこれらのグループに属する者を引きつづき日本と日本の制度に対し愛着をもたすよう仕向けられているという結論を議会と行政府が引き出したことは合理的といえよう。これらは国防の責任を負わされている者が、侵略や空襲の場合、スパイ活動とサボタージュ活動のもつ危険性とその程度を判断する際に考慮に入

れることのできた多くの考慮すべき事項中のほんのいくつかにすぎないのである。その危険性の程度は事態の発生後すなわちもはや手遅れでそれに対処できない状態になってから正確に知ることのできるものである。日系国民のわが国に対する忠誠心に関して当法廷がどんな見解をとろうとも、当法廷はこれら国民中に忠誠でない者がおる（その数と力は正確かつ迅速に確定はできない）という軍当局者と議会との判断を、根拠なしとしてしりぞけることはできない。危急の時にあってこのような人物はすぐに分離されたり別扱いされたりできないことから、国家の防衛、安全性に対する一つの脅威となっているのでこのような脅威を防止するために緊急かつ適切な処置がとられることが国家防衛上必要とされていると考えるだけの理由を、政府の戦争遂行担当部門がもっていないかとは当法廷としては言えない。

上告人は、危険が存在する場合に外出禁止令はサボーージュを防止するうえでの適切な方策であるということを否定してはいない。それは夜間にもっともたやすく行われるサボーージュ犯行を明らかに防ぐものである。もしこれが戦争遂行権の適切な行使であったなら、その効力はそれが国民の自由に制約を課したからとて損われるものではない。戦時における危険地域の住民に対するすべての軍事上の管制と同様に、それは必然的に個

人の自由をある程度制約するものである。それはあたかも火災中に警官が消防非常線を設定したり空襲警報発令中に国民を各自の家に閉じ込めておく時と同じである。これらの非常線や空襲時の処置はいずれも憲法上の権利の侵害とは考えられないのである。これらと同じように夜間外出禁止令の課す規制の効力は、外出禁止令が課される時点でのすべての状況によって決まるのである。

しかし上告人は、これは修正第五条に反して日系アメリカ人を差別しているから不適當であると同時に違憲であると主張している。修正第五条は何らの平等保護条項を含んでいない。したがって同条は適正手続の否定に至るような連邦議会による差別立法のみを規制するのである（*Detroit Bank v. U. S.*, 317 US 329, 337, 338, ante, 266, 270, 271, 63 Sct 297, and cases cited）。連邦議会はそれほど明白でもそれほど緊急でもなう一般的な危険に対して防御手段を講じないまま特殊な危険性が明白な場合それに対処するということは認められている（*Keokke Consol. Coke Co. v. Taylor*, 234 US 224, 227, 58 L ed. 1288, 1289）。

祖先を理由にしてのみ国民間に区別をおくことはまさにその性格からして、平等の原則を制度の基本としている自由社会の人々にとっては受け入れられないことである。このゆえに人種

のみにもとづく立法上の区別または差別は、しばしば平等保護の否定であると判断されてきた(Yick Wo v. Hopkins, 118 US 356, Yu Cong Eng v. Trinidad, 271 US 500, Hill v. Texas, 316 US 400)。戦時で侵略される脅れがある中でスパイとサボタージュの危険性があったということから、危険区域に住んでいる住民の忠誠心に関するすべての関係事実を精査するよう軍当局は求められたという状況が存在していなかったら、これらの先例が本件を拘束するであろうと当法廷は考える。人種差別はたいていの社会状況とは関連性がないから禁止されているということからして、だからといって議会と行政部が戦争の危険を処理するに際して次のことを考慮に入れるべきではないということにはならないのである。それは国防上かつ戦争を成功裡にはこぶために必要な手段に関係があり、実際上は一つの系列の国民を他の系列の国民とは異った範ちゅうに入れるようになるかもしれない事実とか状況である。「われわれが解釈しているのは憲法であることを決して忘れてはならない」「憲法は今後来るべき何年間をも耐えるように作られた。したがってその結果人間の関係する事態の中で種々の危機に対応できるように考えられている」(McCulloch v. Maryland, 4 L ed 579)。

戦争と侵略される恐れという危機において、特定の国家の出身に属する者が他の者より以上に国家の安全に脅威を与えてい

るということを示す事実と認識に立って、国家安全のための手段を政府が採用することは憲法上の制約を少しも越えてはいない。そして他のたいいていの状況においては人種区別は不適切であるというだけの理由で批難されるべきではない (Cf. *Ohio ex rel. Clarke v. Deekbach*, 274 US 392, and cases cited.)。

本件における議会と行政部の目的は、日本軍の侵略と空襲の危険があると考えられる地域にある戦争関係物資、産業へのサボタージュ活動を防止することであった。幾分かの規制措置が緊急に求められているという政府の戦争担当部門の判断を立証するような太平洋岸に住んでいる日系アメリカ国民に関しての事実と状況を当法廷は詳細に述べてきた。当法廷は、この特別の戦争という設定の中で考えられたこれらの事実と状況が、合衆国内にいる日系国民を他の者から区別する根拠を提供していないと言ふことはできない。わが国の沿岸に対する攻撃は他の敵軍によるよりはむしろ日本によりその危険性をうけているという事実だけが、これらの国民を日本とは特別の関係をもっていない他の国民から分離するのである。

本件における当法廷の取調べは、当該命令の公布時点並びにそれに先行して存在したすべての関係状況に照らして、本件で争われている命令と法律が外出禁止令を課す際にとられた行動に合理的理由を与えていたかどうかという調査にとどまるので

ある。われわれは戦時には侵略してくる敵と人種的關係をもっている住民は他の系列に属す国民より、より大きな危険の原因となりうるという経験により示されている事実眼をつむることとはできない。連邦議会とその授權により行動している軍事当局は、一般に知れ渡っている事実を照らして危険性を評価する憲法上の権限をもっていることを当法廷は否定できない。われわれは今、戦争遂行権の限界を明らかにする必要はない。われわれはわれわれが限定した争点のみを決定するにすぎない。すなわち適用された外出禁止令は、それが適用された時点において戦争遂行権の範囲内に存したとのみ当法廷は判定する。本件においては国防の責任を負わされた者に知れていた状況は、その者がなした判断に対する合理的理由を与えていたというだけで十分である。当法廷であればこういう判断を下したというようなことは關係のないことである。

われわれが述べたことはまた、外出禁止令は国会による立法権の違法な委任を含んでいたという主張についても答えている。当該問題に関する立法権限は「連邦議会に付与される」と憲法が命令しているからといって、ある事実が連邦議会の政策について以前に採用された立法上の基準や定義の適用を求めているものかどうかを資料によって判断するに際して、連邦議会が行政官の助力を非軍事問題の執行領域においてさえ求めてはなら

ないと考えられたことはなかったのである。

行政命令 No. 9066 の目的と軍司令官により公布されることになっている諸命令を大統領が裁可する基準それは（行政命令の前文で明らかにされている）とは、スパイとサボタージュがわが国の軍事関係物を守ることであった。Dewitt 將軍による布告の No. 1, 2 は軍事地域を創設することと関係規則を定めることがスパイとサボタージュに対する守りをかためるために要求されているという事実を認定している。行政命令と布告は両方とも一九四二年三月二十一日法が審議されていた時、議会に提出されていた。行政命令は同命令の宣明されている目的を達成するために軍司令官より外出禁止等の諸命令が公布されることを認めているというかぎりにおいて、また布告の中での認定事実が布告の公布目的を立証しているかぎりにおいて、両方とも連邦議会により承諾されていたことになる。

同法は文言中に軍司令官の命令が守るべき特定の基準を法定していないし、また命令に先行する必要事項としてなされるべき事実認定をも要求していないことは本当である。しかし行政命令、布告、制定法はお互いを別々にして解釈されるべきではない。これらは一つの計画の構成部分であるから次のように判断されねばならない。一九四二年三月二十一日法は行政命令と布告の連邦議会による採用であった。布告そのものは行政命令

により授權された基準、すなわちスパイとサボタージュから指定された地域にある軍事関係物を保護する必要性というものに従っていた。そして同法により連邦議会はこの基準にその承認を与えた。連邦議会によって承認されたこの基準を守らずに軍司令官によりとられる場合のその行動の効力、または軍司令官がこれを守っていることを立証する資料の支えなしに下される命令の効力を今当法廷は考える必要はない。本件ではスパイ活動とサボタージュの危険性についての事実認定と、それを防止するために外出禁止令が必要であることについての事実認定は正式になされていた。Devitt 將軍の布告 No. 3 (これは外出禁止令を制定した) は布告 No. 1, 2 が将来制定されると宣告していた種類の規則をそのような方法で定めたにすぎない。したがってそれは布告 No. 1, 2 の事実認定に基づいていた。

授權された基準に照らして事実を軍司令官が評価すること、並びに、彼がこれらの事実から引き出した結論は彼の精通した判断の行使によるものであった。しかしわれわれが今まで見てきたごとく、これらの事実とこれらの事実から合理的に引き出される推論は、スパイとサボタージュの危険性はさし迫ったものでして外出禁止令がそれに対処する適切な手段であるという軍司令官の判断を支えている。

本件におけるごとく軍司令官の指針のために定められる基準

ととられる行動とそれに対する理由とが實際上軍事命令の中に記述されている場合には (したがって議会、裁判所、国民はこの命令は軍司令官の判断に際し、大統領、議会により承認された基準を守っているということを確認する) 場合には、立法機能の行使に失敗は存在しない (Opp Cotton Mills v. Administrator of Wage & Hour Division, 312 US 126, 142-146.)。

立法機能の本質的要素は立法政策の議会による決定とその政策を実行にうつすための執行規則の議会による承認である。他の例にもみられるように本件では、戦時における軍事作戦行動に伴うまさにその必要性のゆえに、議会がこの危険に対処する立法をする前に危険が存在しているのかどうかを決定する委員会を開くことを除外しているのである。

継続して機能している統治憲章としての憲法は不可能なこともまたは実行不可能なことを要求していない。連邦議会が政府の指名された代表者による事実についての基本的判断を確認して制定法にもとづく命令が効力を発することを認める時立法機能の中心的要素は維持されているのである (Cf. The Aurora v. U. S. 3. L ed 378; US v. Chemical Foundation 272 US 1)。

本法 (これはスパイとサボタージュから軍事関係物を守るために外出禁止令が行政命令 No. 9066 に従って作られることを授權した) はこれらの要件を満たしている。行政命令にもとづい

てその当時入手された知識に照らして軍司令官により決定される基本的な事実は、このような危険は存在していたかどうかという点と、外出禁止令はこの危険を最少限にするのに適した手段であるかどうかということであった。このような趣旨の彼の事実認定は、われわれが述べているごとく適切な立証が存在したので立法機能は遂行された、そして制定法により刑罰が外出禁止令違反に課されたのである。このような事実認定が外出禁止令以外の命令を認めるかどうかまたはどの程度認めるかを考える必要はない。

第二の訴因にもとづく有罪判決には憲法上の欠陥は存しない。したがってわれわれは第一の訴因にもとづく有罪判決を審査する必要はない。というのはすでに述べたごとく、二つの訴因にもとづく判決は同時に執行されることになっており、そして第二の訴因に関する有罪判決はそれを十分支持できるからである。このゆえにまた市民管制所へ報告すべしという命令を遵守することは、必ずしも再配置のために収容所へ閉じこめるといふことを伴っていないかという政府側の主張を考察する必要もない。

第一審判決を確認する。

マーフィー判事の同意意見

日系アメリカ人事件の研究(一)

軍司令官が自己に与えられた権限に従ってとった行動は完全に善意にもとづくものであり、かつ国民の安全と軍事上の防護を考えるとこの措置が必要であると確信していたがゆえにとられたものであることは疑いの余地がない。また連邦議会と行政部が共同して、普通時の防衛に備えるために、かつ「戦争を成功裡に収めるうえで必要な全力をあげて」戦争を行うために、必要にして適切な手段を一般的に講じてよいことも疑いの余地なきことである (United State v. Macintosh, 283 US 605, 622, 75 L. ed 1302, 1309, 51 S. ct 570.)。これは正常な事態においてはどんな場合でも許されないような身体と財産に対する規制処置を講ずる権限を含んでいるのである。

しかしこのことからして、権利章典の広範なる保障と基本的自由を保護している憲法の他の規定は戦争状態が存在するといふだけで停止されるということにはならないのである。当法廷は、戦争遂行権は政府のもっている他の重要な権限と同じように憲法の制約に服するものであるということをしるべき述べたこと確認してきた (See Ex parte Milligan, 4 Wall. (US) 2, 18 L. ed 281; Hamilton v. Kentucky Distilleries & Warehouse Co. 251 US 146, 156, 64 L. ed 194, 199, 40 S. ct 106; Home Bldg. & L. Assn. v. Blaisdell, 290 US 398, 426, 78 L. ed 413, 422, 54 S. ct 231, 88 ALR 1481.)。戦争遂行の効果をおげると

めに何が必要かに関する連邦議会と軍当局の判断に我々は多大の敬意を表しはするが、われわれは、憲法上の限界というものが存在しそれを維持することが我々の任務であることを決してゆるがせにすることはできない。たとえば公選挙を停止してよいか、裁判所の特権が無視されてよいか、戦時法違反の罪に問われていない者 (See *Ex parte Quirin*, 317 US 1, ante, 3, 63 S. Ct. 2.) が有効に宣告された戒厳令が存在していないのに、法の適正手続とか陪審による裁判という利益を剝奪されてよいとは考えられないであろう (Cf. *Ex parte Milligan*, 4 Wall. (US) 2, 18 L. ed 281, *Supra.*)。

体色と祖先を理由とする区別はわれわれの伝統と理想とにまったく反するものである。それはわれわれが現在戦争を行ってゐる原理とも矛盾するものである。われわれは何世紀の間、旧世界が人種的宗教的争いにより引き裂かれてきたということ、並びに異った集団を平等に取り扱わなかったことから最悪の形の苦悩を味わったということに目を閉じることはできない。ある者に対し一つの法律が存すると同時に他の者に対してはまったく別の法律が存在していたのである。プリマスに渡って来た者達の契約の中には、正しい平等な法をもつということが他のわが国法のどれにもまして確固として描かれていたのである。ある集団を同化できないということはこの違大なアメリカの経

験が失敗したことを認めることであり、またある集団が彼らの先祖の地に自然な愛着をもつという事態に直面した時われわれのやり方は失敗したということ認めることになる。一国家としてわれわれは宗教的文化的理由から祖国を離れて来た多くの集団を擁している。そしてそのうちのある者はわが国にもっとも古い時期に渡ってきた者に属しているのである。

人種とか祖先という偶然事を理由にして合衆国市民の身体に自由な重大な制約を課すことを我々が支持したのは、私が知りかぎり今日が最初である。本件で争われている夜間外出禁止令により七万人を下らないアメリカ市民が彼らの有している特別な人種の遺伝質のゆえにその自由を特に禁止され剝奪されたのである。この意味で、これはドイツ、その他のヨーロッパの地でユダヤ人種に属する者に与えられた取り扱いと悲しいまでの類似性をもっているのである。その結果、重大かつ危険な時代に対処するというこのためにこの国内に二つの種類の市民を創設することになる。すなわち祖先を理由とする合衆国市民の間における差別を是認することである。これは憲法上みとめられてゐる権限のまさに限界線上の事例であると私は判断する。

特別の人種、系統に属す市民だけに適用されるこの種の規則は、大非常時という状況下を除いては修正五条に含まれてゐる法の適正手続の要件と合致したものはみなされない。われわ

れは人種的區別を理由にしてだけ特別の集団に対し規制を課せうとすることは、修正五条と修正十四条により定められる法の適正手続に従ったものでないと一貫して判断してきた（Cf. *Yick Wo v. Hopkins*, 118 US 356, 369; 30 L ed 220, 226, 6 S ct. 1064; *Yu Con Eng v. Trinidad*, 271 US 500, 524-528, 70 L ed 1059, 1069-1071, 46 S ct. 619. See also *Boyd v. Frankfort*, 117 Ky 199, 77 SW 669, 111 Am St Rep. 240; *Opinion of Justices*, 207 Mass 601, 94 NE 558, 34 LRA (NS) 604.)。修正五条は修正十四条と異り法の平等保護を含んでいないことは事実である（Cf. *Currin v. Wallace*, 306 US 1, 14, 83 Led 441, 450, 59 Sct 379.）。また法の平等保護でさえ合理的區別を伴う処置を認めていることも事実である。しかしこのことから、法の適用に際して修正五条に使用されている法の適正手続の否定に至るような不正な性格をおびた差別はおそらく存在しないということには決してならないのである。われわれが市民の多数の者のために一つの法を定め、特別な人種的遺伝をもつ市民に別の法を定める時、この問題が危険にも迫ってきていると私は思う。

しかし一九四二年春太平洋岸に広がっていた重大な軍事状況と、サボタージュやスパイ活動から軍事施設と軍事行動を守るため迅速かつ効果的行動をとる緊急の必要性が存していたこと

を考えるなら、軍当局は正常時にふさわしいような規制行動の基準を遵守するよう求められるべきではなからう。日本人によりパール・ハーバーにもたらされた損害を考えれば、また新兵器や攻撃行動におけるスピードと策略を大いに発揮できる新技術の日本軍への導入を可能ならしめることを考えれば、太平洋岸のいずれかの地点をすぐに侵略してくるだろうということは考慮に入れられねばならなかった。西海岸に広範囲に散らばっている日系人集団に属す個々の人物の忠誠と信頼性に関する決定はこのような手続がいかに望ましいものであったとしても悲劇的結果を招くかもしれないほどの遅滞を伴わずにはなしえないと軍当局が当時判断したことは、合理性をもつものである。近代戦争は正常な状態の下では不可欠にして適切と考えられている手続上の要件を遵守することを必ずしも待ってはくれないのである。したがってさし迫った敵の攻撃の危険性に直面した軍当局が、連邦議会により付与された権限を行使して、当時夜間外出禁止令を課すという判断をしたことは許されると私は考える。このような制約が今日有効であるかどうかということは別問題である。

この判断を確認する立場をとることから私は、戦時には軍当局はいかなる制約にも服さないとか、軍当局は彼らを選ぶどんな規制でも自由に「軍事地域」と指定される地域に住む

市民の権利と自由とに課すことができるということを暗示するものと理解されては困るのである。当裁判所は開廷している間、憲法の命ぜることが遵守されていることを確認するという、避けることのできない任務を負うているのである。この任務は平時と同じく戦時にも存在している。そしてこの任務を遂行するに際して、われわれは、責任者が誠意をもってなした緊急の必要性についての抗弁を伴わないで基本的自由を侵害したことは、実際ほとんどなかったということを忘れてはならない(Cf. Mr. Justice Brandeis Concurring in *Whitney v. California*, 274 US 357, 372, 71 L. ed 1095, 1104, 47 S. ct 641.)。

私はまた攻撃をうける危険性のある地域について自由を制約されている特定人種集団に属す市民がこの地域を離れて、攻撃の危険性のない特別の予防措置が必要とされていないような他の地域に慢然と行くことを一般的に阻止されるべきだなどと言おうとしているのもないのである。

市民としての彼らの地位は国防と軍事上の必要性に服さなければならぬけれども、常に完全なる配慮と尊敬が与えられねばならないのである。この危険性がなくなった時には彼らに課されている規制はすみやかに取り除かれ、彼らの行動の自由は完全に回復されねばならないのである。

オーヤマ 対 カリフォルニア

Oyama v. State of California, 332 U. S. 633 (1948)

藤倉 皓一郎 訳

ヴィンソン首席判事が法廷意見を下した。

上告人らは、本件において、カリフォルニア州の外国人土地法を適用されて二区分の小さな農地を没収されたので、同法の合憲性を争うものである。上告人の一人は未成年のアメリカ国民、フレッド・オーヤマであり、土地所有権の名義人である。

他の一人はその父親で後見人であるカジロー・オーヤマである。彼は帰化資格のない日本国民であり、土地購入の代価を支払った。上告人は本件に適用された外国人土地法について次の三点を主張する。第一に、同法はフレッド・オーヤマから法の平等の保護とアメリカ国民としての特権を奪うものである。第二に、同法はカジロー・オーヤマから法の平等の保護を奪う。第三に、同法は定められた時効期間の経過後に財産の収用を実行するが、それは適正手続に違反する。これらの主張の適切な基礎は、下級審の審理において述べられている。

連邦憲法上の権利が主張される本件のような事例を審理するにあたって、それらの権利が明白なかたちで否定されたかどうか

かにとどまらず、さらに実質的、結果的に否定されたかどうかをも検討することが、われわれの任務である。われわれは法的争点と、それらと混りあった事実事項の双方について別個に審査しなければならない。

おおまかにいって、外国人土地法はアメリカ国民になりえない外国人に対して、農地の取得、所有、占有、賃借、移転を禁止する。また同法はそれに違反して取得されたいかなる財産も、取得の日付をもって没収される旨を定め、また、没収を「妨げ、避け、免れる意図を」もっておこなわれた、いかなる取引についても同様である旨を定めている。さらに、帰化資格のない外国人が国民あるいは帰化資格のある外国人に対して譲渡の代価を支払う場合には、いつでも、その意図があると一応推定される、としている。

問題の二区分の土地の最初のもの、南部カリフォルニアの農地六エーカーであるが一九三四年、フレッド・オーヤマが六歳のとき購入された。カジロー・オーヤマが四〇〇〇ドルの代金を支払い、売主はフレッド名義の譲渡証書を作成し、その証書は手続に従って登記された。

約六ヶ月後、父親はフレッドが六エーカーの土地を所有することを理由に、フレッドの後見人に任命されるようサンディエゴ郡の上級裁判所に申請した。裁判所は審問をおこなって申請

書の主張は真実であり、またカジロー・オーヤマはフレッドの後見人に任命される「能力があり適切な人物」であると認定した。かくて任命は決定され、父親は必要な保証書を提供した。

一九三六年と、さらに一九三七年とに、父親は後見人として次の季節の農作物の費用にあてるため六ヶ月期限で四〇〇〇ドルの借入れと、その担保として六エーカーの土地を抵当に入れる許可を求めた。いずれの場合にも申請の公示と審問の日程が新聞に掲載されたのち、裁判所はその借入がフレッド・オーヤマの財産にとって有利であるとして承認し、父親は八〇〇〇ドルの保証書を提供した。記録にみるかぎり、二回とも借入がおこなわれ、(子の)財産を利するよう使われ、そして期限に返済された。

第二の土地、すなわち二エーカーの隣接地は一九三七年、フレッドが九歳のときに取得された。その土地は他の未成年者の後見人によって売られ、その後見を監督する裁判所が公示競売の最高価格入札者である「フレッド・オーヤマに対する」売却を承認した。この裁判所の決定の写しは記録された。フレッドの父親がふたたび購入代金一五〇〇ドルを支払った。

しかし、これら二つの取引の時から事実審裁判時まで、カジロー・オーヤマは外国人土地法のもとで帰化資格のない外国人の未成年の子供に属する農地のすべての後見人に求められてい

る年次報告を提出しなかった。

一九四二年、フレッドとその家族は、日本人の血をひく他のすべての人びとと共に、太平洋岸から退去させられた。そして、一九四四年、フレッドが一六歳になり、まだ家に帰ることを禁止されている時に、州政府は二区分の土地の没収宣告を請求した。その理由は一九三四年と一九三七年の土地譲渡が外国人土地法を破りこれを免れる意図のものであったというのである。

上に述べた事実を示す記録をつくるために証言した裁判所事務官のほかにも、事実審における唯一の証人はジョン・クーフラストという者で、彼は強制退去時に土地の管理をすることになった。彼の証言によれば、オーヤマ一家はかつてその土地に住んだが、退去まえの数年間はその地に住まなかった。退去後は、クーフラスト本人と彼が土地を賃貸した者たちは、フレッド・オーヤマあてに(経費を差引いた)賃料の小切手を書き、クーフラストが集めて戦時移転局気付でフレッド・オーヤマに送った。換金済小切手には、「フレッド・オーヤマ」の裏書署名がされて返ってきた。それらの署名が息子のものでないことを示す証拠はなにも提出されなかった。さらにクーフラストの送金に対して戦時移転局の出した領証書はフレッド・オーヤマの口座受取りとなっていた。またクーフラストは、土地を地元銀行の管理に委ねるよう彼に指示した「フレッド・オーヤマ」署名

の手紙を確認した。

しかし州検察官の直接尋問に対して、クーフラストは父親を「フレッド」として見知っていると証言したが、しかし父親が自分のことをその名で呼ぶのは聞いたことがないと付言した。さらに、反対尋問に対して、彼は父親が「いずれこの子はいい財産を持つことになる。この土地は値打がでるから」というのを聞いたことがあると証言した。また、彼は「父親が少年のビジネスを代行しており」、財産は少年とジューン・クシノ(フレッドのいとこ、アメリカ国民)に所属することを知っていたと述べた。クーフラストはさらに彼が財産について書き、「フレッド・ヨシヒロ・オーヤマとジューン・クシノの件」と見出しを付けた手紙で、「フレッド・ヨシヒロ・オーヤマ」は父親ではなく少年を指したことを認めた。また彼は戦時移転局から彼あてにきた手紙の「フレッド・オーヤマの件」が少年を指すと理解していた。

これらの証拠から、事実審裁判所は、父親が土地の利用によって利得しており、その土地取得は没収を免れ、回避する意図による脱法行為であったという事実認定をおこなった。それにもとづいて、裁判所は土地が一九三四年と一九三七年の取引のおこなわれた日付をもって州政府に帰属したという法的結論を下した。

事實審裁判所は書面による判決意見をださなかったが、口頭によって、その認定がおもに四つの推測にもとづくことを示した。(1)帰化資格のない外国人が代価を支払えば、「いかなる譲渡も没収を妨げ、免れる意図」をもつものとみなされるといふ条文上の推定。(2)譲渡が未成年の子供に宛てたものであるといふだけの事實から同様の意図を推測。(3)父親が取引後、年次の後見人報告を怠った事實から、はじめの取引時においても善意を欠いたという推測。そして、(4)父親が証言しないことから、彼の証言は息子のために不利なものであろうという推測。判事は、フレッドの名前のつく証拠から反対の推測を引きだしえなるとし、その理由は「名前をたいした意味のない場合が多いからである」と述べた。

カリフォルニア州最高裁は、意図にかんする事實審の認定が証拠によって十分正当とされるとの判断を示し、やはり同じ四つの推測をあげた。また州最高裁はカリフォルニア州が憲法に違反することなく帰化資格のない外国人を農地の利益から排除することができる、さらにフレッド・オーヤマは、土地が彼に所有されることなく州に帰属したのであるから、なんらの憲法上の保障を奪われていないと判決した。

われわれは、上告人の第一の主張、すなわち外国人土地法は本件に適用されたかぎり、フレッド・オーヤマからカリフォル

ニア州法の平等の保護と、彼のアメリカ国民としての特権を奪うということに同意する。われわれの見解によれば、州はフレッド・オーヤマを差別している。差別は彼の両親の出身国にもとづくものである。そしてこの種の差別を認めるために必要とされる、やむをえない正当理由を欠いている。

第一四修正以前に制定されたが、第一四修正によって強化された連邦法によれば、州はすべての国民に不動産を取得、占有する権利を与えなければならない。もちろん、カリフォルニア州はこの権利と、さらに幼少であることが未成年者の不動産占有の能力をなくするものではないことの両方を認めている。またカリフォルニア州法のもとでは、帰化資格のない外国人がこれらのアメリカ国籍のある子供に農地の贈与をなしうることも確立している。同様に、未成年のアメリカ国民が、贈与、その他によって、農地の所有者になると、その父親が、アメリカ国民、帰化できる外国人、帰化できない外国人のいずれであるかを問わず、その財産の後見人に指名されることができる。そして、ひとたび任命されると後見人はその財産の管理権をもち、それを被後見人の利益のために経営、運用する権限をもっている。この限りにおいてフレッド・オーヤマは外見上、他のちがった血筋の子供と同等である。

しかし、ここから道は分れる。カリフォルニア州法はフレッ

ド・オーヤマのようなその両親が帰化できない未成年の国民に對しては、一方を指し、他のすべての子供——その両親が国籍をもつか、帰化できる外国人の子供、そして帰化資格をもつが外国人である子供に對しては他方を指している。

第一に、大部分の未成年について、カリフォルニアには子供のために譲渡の支払いを両親がおこなった場合、贈与の意図があると推定する慣習法がある。未成年者が両親の利益のために土地を取得するという推定、結果的信託の推定はない。このように贈与が推定され、証書が子供の名義で記録されると、その記録は引渡にあたり、その贈与が不利益をもたらずという証拠がなければ、受諾が推定される。かくて、完全な善意の贈与がなかったことの立証責任は、その効力を争う者が負うのである。一方、フレッド・オーヤマは父親が支払いフレッド名義で記

録された譲渡はまったく贈与でなかったという法文上の推定をまず覆えさなければならぬ。結果的信託に非常に似たことが推定され、そして、すくなくともフレッドが父親の利益のために所有権を持つという一応の推定がなされる。

第二に、この法文上の推定を覆えそうとすれば、フレッド・オーヤマは、われわれが確認できるかぎり、カリフォルニアの大部分の未成年の受贈者のぶつからない、他の障害にぶつか

さてカリフォルニア州裁判所は、その取引が土地を父親の直接の処分権限——土地を売却する、担保に金を借りる、他のい

ろんな方法で自由に処分する——外においた事実をもって、その取引は完了しておらず、そうみせかけたにすぎないことを示すと述べた。父親がその譲渡になんらの条件もつけなかったことは、自分を利する所有権を得ようとしたことを示すとされた。カリフォルニア州法は国民の男の子が父親の国籍にかかわらず父親から農地の贈与を受けるのを認めるものである。しかるに本件が示すように、父親に国籍取得の資格がなければ、通常は息子の所有権の表徴と考えられることが、その所有権を疑わしいものにする根拠に使われる。しかし父親が帰化できる外国人であれば、同じ事実は完全な贈与がなされた証拠になるのである。

さらに、フレッド・オーヤマは父親が後見人としての義務を怠ったという証拠を覆えさなければならぬ。もちろん、取引後の行為は取引時の譲受人の意図を示すものとして重要である。本件では事実審裁判所そのものが父親の不作為の証拠価値について留保をつけた。われわれも同じ見解である。とくに、一九四三年までは父親の報告は求められていなかったと考えられる点があり、また一九四二年以後には、彼は州外に退去させられていたからである。しかし、平等条項の争点にとって、も

っと重要なことは、後見人の怠慢に対する処罰が後見人以外の者に加えられた事例は他にないということに留意すべきであるとされた。後見を監督する裁判所はいつでも年次報告を求めたのであり、不適當であれば、カジロー・オーヤマの後見を解任できた。またきびしい処罰を加えることもできたのである。後見の理由はまさに、被後見人がみずからを守る能力を欠く期間、保護することである。しかし、フレッド・オーヤマの場合、父親の行為の結果が息子に負わされた。被後見人がその後見人の保証人にされた。

こうしたことが重なる、その結果はあきらかにフレッド・オーヤマに対する差別になる。彼はカリフォルニアの子供一般には求められていない挙証のきびしい重荷を負わされた。法文上の推定と二つの付随する推測は、大部分の子供には適用されないのに、強力な証拠価値をみとめられた。証書が公的記録にのり、フレッド・オーヤマを土地の所有者と認める裁判所の四つの決定があり、同様な決定を示す新聞の公示があり、土地にかんする商取引がフレッドのためだと一般に理解されていたとの証言にもかかわらずである。要するに、フレッド・オーヤマは回復不能のかたちで、また補償なしに、贈与された土地を失った。すべて州が設けた障害のためである。

さらに、アメリカ国民に対するこの差別の唯一の理由は、彼

の父親が日本人であり、アメリカ人、ロシア人、中国人、あるいは英国人ではなかったことである。この事実さえなければ、あと一年少して成年に達するフレッド・オーヤマは問題のハーカーの争う余地のない所有者のはずである。

州は人種的統柄は発生したいかなる差別の理由でもない主張する。同様の法文上の詐欺の推定は、カジロー・オーヤマによって支払われた農地の受取人が、フレッド・オーヤマであれ、まったく違った祖先をもつ他人であれ、同様に適用されると主張するのである。カジロー・オーヤマが近親以外の他人に土地を贈与しようと考えることが現実でありうるかは問うまい。しかし、いずれにせよ州の主張は一般に適用されるカリフォルニア州法が譲渡人の子供への譲渡について他人への譲受とは違った扱いをする事実を無視している。たとえば、中国人あるいは英国人の親が他人への土地譲渡の支払を第三者になした場合、復帰信託の設定が推測される。そしてその他人は代価を支払った人の利益のために土地を所有すると推定される。外国人土地法がカジロー・オーヤマによる他人への譲渡に同様の推定を適用する場合には、それは一般に適用される復帰信託の法理を援用するにすぎないようにみえる。他方、同じ中国人あるいは英国人の父親が国籍をもつ息子の名義で自分の資金で土地を買えば、取消しえない所有権が少年に移るとされる。しかし、カジ

ロー・オーヤマがフレッド・オーヤマに対して同様の譲渡をすれば、外国人土地法はまったく逆の推定をおくのである。かくて、中国人あるいは英国人の父親のアメリカ国籍をもつ子供と、日本人の父親のアメリカ国籍をもつ子供との間には差別がある。ところが同じ譲渡人から譲受ける他人については、差別はみられない。

コックリル対カリフォルニアが州の主張を支持するものではない理由もここにある。この事件では帰化できない外国人が土地代金を支払い、所有権を他人の名義にした。当裁判所はその事件に適用された外国人土地法の法文上の推定則を認めた判決を支持した。

残された問題は、本件に示されたような人種的血統を理由に国民の間の差別を正当化できるかということである。ここで、われわれは、平等条項とすべての国民に土地所有の権利をあたえる連邦法のもとで、人種的血統を理由とする差別が許されるのは、もっとも例外的状況のある場合にかぎられるという立場から出発する。ヒラバヤシ対合衆国において、当裁判所は、日本人の血をひくアメリカ国民に対して制約を課す戦時措置を支持した。しかし裁判所は一般法則として、「祖先を唯一の理由とする国民間の差別は、平等原理のうえに立つ制度をもつ自由国民にとって本質的に醜悪なことである」と述べた。

州が主張した唯一の正当理由は、帰化できない外国人の農地所有を禁止する外国人土地法の脱法を防ぐために、この差別が必要である、ということである。この理由づけは、かかる禁止が有効であるという前提にたっている。われわれは本件において、その前提を再検討することは不必要であり、したがって適当でないと考える。しかし論議のためだけに、かりに、この基本的な禁止が合憲であるとしても、それを強制するために使われる手段について憲法的限界はないということにはならない。州にとってもっとも有利な見解をとれば、本件は州内における土地所有について政策を立てる州の権利と、合衆国のどこにおいても土地を所有するアメリカ国民の権利との間の対立を示している。これら二つの権利が衝突した場合、父親の出身国が違うというだけの理由によって国民の権利が軽視されてはならない。

上告人の第一の主張について、われわれの見解が原審判決の破棄を必要とするのであるから、他の主張については判断しない。すなわち、外国人土地法は帰化できない外国人に法の平等の保護を拒むものである、また、同法が没収措置について時効期間を適用しないのは法の適正な手続なしに財産を奪うことになる、という主張については判断しない。

破棄。

ブラック判事の賛成意見。ダグラス判事もそれに同意する。

わたくしは法廷の判断とその意見に同意する。しかしわたくしは、もっと一般的な理由によって判決を破棄するのがよいと考える。すなわちカリフォルニア州外国人土地法の基本的条項は第一四修正の法の平等の保護に違反し、また外国人の移民とかれらがこの国に到着してのちの権利にかんする連邦法と条約にも抵触する。カリフォルニア州法の現実の効果は日本人を祖先とする外国人だけを選別し、かれらの所有するあらゆる不動産の没収を定める。法律の文言は広く、かれらが不動産を取得、利用、使用、所有、耕作、占有、移転することをもって、一〇年以下の拘禁によって処罰しうる犯罪としている。したがって、日本人を祖先とする者がカリフォルニア州で家屋を所有することも、すくなくとも、その周囲に耕作に適する土地がついている場合には犯罪とされよう。このことは法律が日本人を名指しではおらず、またその文言が他の国からの外国人の比較的少数にも適用されるからといって、変るものではない。法律の効果と目的が日本人を日本人であるが故に差別することにあるのはあまりにも明白であり、周知の事実である。

しかし、日本人の所有あるいは占有に対する全面的禁止にもかかわらず、日本人がアメリカ人あるいはカリフォルニアの土

地所有を認められた外国人に雇われて、農作業をすることは法律に違反しないといわれる。そして日本人の男あるいは女は使用人としての資格で行為するときにかぎって、土地を使用あるいは占有することができる。いいかえれば、この外国人土地法によってカリフォルニア州はその境界内のすべての日系外国人をできるだけ最低の経済的水準におとすのである。そして、この土地法にならって日本人を漁業から閉め出す法律が制定されている (Takahashi v. Fish & Game Commission)。かりに第一四修正にまったく疑いの余地のない一つの目的があるとすれば、それは、人種あるいは体色を理由にあるグループに対して他のグループには与えられている権利、特権、そして機会を州が否定するのを禁止するということである。わたくしは、ここで、当裁判所がこの国に住む日系の人びとに対して差別をする州土地法を支持したこれまでの判決を破棄したい。

連邦議会は厳格な移民テストと割当を定めた。またこの国に入国後の外国人を規制する法律を制定した。他の法律は外国人の国外追放を定める。日本人は通常の帰化手続によって国籍を与えることを認められないが、それでも連邦議会はいくらかの日本人の入国を許した。こうしたことから判断するに、連邦議会に移民を規制する権限を行使して、ある数の日本人に対して連邦法に従うかぎり、この国のどの州に移住してもよいと定めた

のであるといえる。カリフォルニア州最高裁は州土地法の一目的は「この州に日本人が入るのを止めさせる……」ことであると述べている。カリフォルニア州は連邦議会によってこの国に入国居住を許可された人びとの移住を妨げる障害を設けることを許されるべきではない。さらに、この法律が国際分野におけるわが国の政策を自由に達成するための障害となる理由をあげることができない。それら理由の一つは、われわれが最近、「人種、性別、言語あるいは宗教についての区別なしに、すべての人の人権と基本的自由の全面的尊重と順守を……促進する」ために国際連合との協力を決意したことである。人種を理由に外国人の土地所有と占有を禁止する州法の強制が許されるとすれば、この国がこの国際的決意に忠実であるとしていえるようか。

マーフィ判事の賛成意見。ラトリッジ判事がそれに同意する。私見によれば、本件の決定的争点はカリフォルニア州外国人土地法がその文言上、合衆国憲法にそうものかどうかである。州はアメリカ国籍をえられないすべての外国人に対して、農地の取得、所有、占有、利用、賃借、あるいは移転を禁止できるか。このような禁止は第一四修正の、いかなる州も「その管轄内のいかなる人にも法の平等の保護を拒んではならない」という文言に合致するか。

設問に対しては否定の答えしかない。憲法は、それがどんな外形や変装をつけていても人種主義をきびしく否定するからである。わたくしの見解によれば、問題のカリフォルニア州法は露骨な人種差別以外のなものでもない。それは憲法によって非難されるべきものである。そして、法律の中核に大きな欠陥があるので、わたくしは法廷意見に加わってはいないが、その事実を表明しておく必要があると考える。

当法廷において、カリフォルニア州は、外国人土地法はその起源、目的あるいは効果において人種差別的な意味をもたないと主張する。法律のなかに誰が農地を所有あるいは占有できないかの決定要件として、人種、体色、信条、出生地、忠誠をあげた箇所はないという。法律によって設けられた差別は、まったくこれらの要因ではなく、連邦議会がその帰化法のなかに設けた合理的区別だけにもとづくといわれる。しかし、一九一三年この法律のはじめでの制定、一九二〇年の再制定当時の状況さらにその後の適用状況を検討すれば、きわめて違った意味があきらかになる。

カリフォルニア州外国人土地法は、その初期において、同州の多くの人びとが感染した強力な反東洋人ビールの産物であった。この反東洋人扇動の歴史は、すくなくとも歴史的に他の国の疲れ虐げられた者の親しめる天国であることを誇りとする国

にとって自慢できることではない。中国人の相当数の移民が到着した、一八五〇年にはじまって、人種偏見と差別は増大しはじめた。これらの中国人に対する反対の多くは、経済的競争をおそれた労働組合員と、組合の支持を求めた政治家から起った。他の集団もこの反対に加わった。いろいろな法律、条例が移民を止めさせ、もとの住民の不満を強く示すために制定された。中国人は個人的に多くの暴力行為にさらされた。やがて連邦議会はこの一般的扇動に承えて、中国人排斥法を制定した。

日本人が相当数カリフォルニア州に来住しはじめたのは一九〇〇年を過ぎてからである。その当時までには中国人に向けられた制圧措置は当初の効果をほぼおさめていた。中国人口は相当に減り、アメリカ人の反感も下火になった。しかし日本人の到来は反東洋人偏見の火をあらたに煽ることになった。かくて歴史はくりかえされる。白人労働者は新入者の流入に反感をもち、反感はたやすく政治的に利用された。日本人移民を制限もしくは完全に禁止する要求がだされた。多数の暴力行為が日本人商人と労働者に加えられ、あわせてかれらを仕事から追出すための私的経済的制裁がおこなわれた。スパイする、同化しない、仲間で固まる、幼い子供が墮落しているなどの非難が、これらの「モンゴル系侵入者」に加えられた。公立学校の別学を守り、「アメリカをアメリカ人のために」保つためのキャン

ペーンが組織された。

まったく、この反日本人の要求があまりにも大きくなったため、日本政府は合衆国に対して公式の抗議をした。そこでシオドア・ルーズヴェルトはカリフォルニアの状況を調査したうえで介入した。彼はほんのわずかの改善をもたらした。日本政府とさらに交渉の結果、いわゆる「紳士協定」が結ばれ、日本政府は合衆国むけの旅券を非労働者とアメリカにすでに一定の商業、個人的関係をもつ者に限定することに同意した。

しかし扇動は止まず、全面的な私たちの反日本人対策がつづけて提案された。最初の反日本人土地法案は一九〇七年にカリフォルニア州議会に提案されたが、ルーズヴェルト大統領とジェット知事の協力によって成立が避けられた。一九〇九年の州議会にはもう一つの土地法案をふくめてすくなくとも一七の反日本人法案が提案された。ルーズヴェルト大統領が再度介入した。今回は彼は法案をすべての外国人に適用されるよう修正するのに成功し、その結果、法案は否決された。また彼は公立学校別学法案の通過を妨げるためにも働いた。一九一一年の州議会にも反日本人法案の提案が続ぎ、二〇をこえるこの種の法案が出された。それらのなかに、またも外国人土地法案があったことはいうまでもない。法案は「国籍をえる資格のない外国人は」カリフォルニアにおいて不動産を所有できないと定めた。

この法案は、当時までに、同州のすべての政党が反日本人政策を公約にかかげていたので、十分に通過の見通があるとされた。しかし、ふたたび大統領の介入が効を奏して、法案は委員会で廃案になった。

しかし一九一三年には、どうしても現在の外国人土地法の原案の成立を止めることはできなかった。この措置は農地に限定されたが、日本人に向けられた最初の公的差別行為を示したものである。一九一三年には多数の日本人が農業に従事しており、カリフォルニア農業労働力の相当部分を占めていた。一九〇〇年から一九一〇年にかけて、カリフォルニアにおいて日本人の支配する農場は、四、六九八エーカーから九九、二五四エーカーに増えた。かくて農業の状況は、反日本人勢力にとって格好の攻撃目標となった。それまですべての日本人の移民を禁止させ、日本人による住居と商業財産の取得、利用を違法とさせるかからの運動はうまくゆかなかったが、この新しい攻撃分野では大きな成功をおさめた。ウィルソン大統領の意を体して、ブライアン国務長官がみずからカリフォルニアを訪れ、配慮を促したが、彼の要請は無視され、議員は法案に圧倒的な賛成票を投じた。この一九一三年法は「国籍をえる資格のない外国人」にカリフォルニアで農業目的の土地を買う特権を拒否し、かれらに対する農業のための土地賃貸を三年以内にかぎって認めた。

この法律は一九一一年の日米条約に触れないように作成された。条約はアメリカにおいて日本人が住居と商業目的のため土地を賃借、占有することを認めていた。しかし条約は農地については触れていないので、この点についてのカリフォルニア州の立法は条約と正面から衝突するものではなかった。

この法律の成立は国際的な出来事であった。日本政府はこの法律は日本人に対する反感を示すものであるとして、ただちに抗議した。まさに、日本国内における反撥は強く、合衆国に対して宣戦せよとの要求があった。反米運動が急速にたかまった。問題は外交レヴェルで慎重に話合われた。日本の外務大臣はこの法律は「本質的に不公平であり、日本国民に対して悪意をもち差別的である。また両国の関係を導いてきた友交、善隣の感情にも矛盾するものである」と宣言した。しかしだんだんと第一次世界大戦の進展に両国が注意を奪われるようになって、この問題は放置された。

一九一三年法の支持者の意図は明白であった。「日本人の脅威」は人種的基盤にたって対処されなければならなかった。もちろん、直接の目的は日本人農場の競争を制限することである。カリフォルニアのステイファン知事があとで述べたところでは、「一九一三年、州の議会は日本人による農地所有を禁止し、かれらの賃借権を三年に限る法律を制定した。当時、この法律

の制定によって日本人農民の侵入をくい止めることが期待された」。しかし、現実には、法律は農業の状況にさしたる効果をもたなかった。法律は将来における農場の取得を禁止せず、あるいは現状での所有を剝奪しなかった。また賃借の更新には制限をおかなかった。日本人の農業人口はほぼかわらずに残った。

同法律のもっと基本的な目的は、日本人を怒らせ、かれらのカリフォルニアにおける経済生活を合法的に可能なきぎり不快かつ不利益にしようというものであった。かくて、それは日本人がカリフォルニアに入るのを止めさせ、すでにそこに住む者を追い出すための長いキャンペーンの一步にすぎなかった。カリフォルニア州最高裁は外国人土地法が「この州に日本人の移住を止めさせる」ために作成されたことを、その判決文のなかで認めた。もっと卒直なのは、法案の起草者の一人でカリフォルニア州法務長官であったユリシズ・S・ウェップの言明である。「この問題についての州ならびに連邦のすべての立法の基にあるのは、これまでも、またいまでも、望ましくない人種ということである。論議されている問題にとって特定の人種が劣等かどうかは重要ではなく、また関係のないことである。単純かつ唯一の問題は、その人種が望ましいかである。……それ〔外国人土地法〕はここでかれらが享受する特権を制限することによってかれらの生活を限定しようとする。かれらが土地を

取得できないなら、多人数で流入し、われわれのなかに滞留しないであろう。また法律はかれらが到着したとき、ここでのかれらの活動の機会を制限することによって、流入しようとする者の数を減らすねらいをもっている」。

外国人土地法に底流する人種偏見の証拠を、さらに一九二〇年の一般提案による法律の再制定と強化をめぐる推移のなかにみることができる。一九一三年法よりも、きびしく効果的に、一般提案による法律は帰化できない外国人に農業目的のための土地の賃借を禁止した。さらに以前の条文にあった他の多くの抜け穴をふさいだ。一般承認をえるため活潑な運動がおこなわれ、それは悪意の反日本人色におおわれた。当時、知られたすべてのプロパガンダ手段——新聞、演説、映画、パンフレット、リーフレット、広告板、その他——が反日本人の毒薬をふりまくのに使われた。日本人は劣悪な雑種として描かれ、有権者は、「カリフォルニア——白人の楽園」を「黄禍」から救うことを求められた。この言葉は一九一三年以来、一般の記憶からやや薄れかけたかも知れない。日本人の出生率があまりにも高いので、そのうち白人はとって代わられると主張され、また日本人の低い生活水準が共同体の経済的、社会的健康を危険にさらすという恐ろしい警告がだされた。一般提案の反対者は「ジャップ・ラバーズ」とののしられた。かくて人種怨恨の火は再燃し、

炎はこれまでにない高さにまで吹きあげた。

選挙に先立ってすべての有権者に公式に郵送されたパンフレットには、新法の主目的は「アメリカ国民になれない東洋人がわが豊かな農地を支配するのを禁止すること」であり……また東洋人、そして特に日本人は「カリフォルニアの農地を支配しはじめている……」と述べられていた。提案を支持するパンフレットの議論はくりかえし直接に日本人だけを攻撃し、他の東洋人あるいはアメリカ国籍をえられない他の者に触れずにいた。人種憎悪がみなぎるこうした雰囲気なかで、有権者は六六八、四八三対二二二、〇八六という大差で提案を承認した。多数派は全有権者数の半分以下ではあったが。しかし運動があまりにも悪らつであり、また日本における当然の反撥が激しかったので、ふたたび地平線に戦争の脅威があらわれ、また他の出来事に押されて消えた。

外国人土地法は、制定時とその後の修正において、日系人を名指で示すことがなかったのは確かである。一九一三年の最初の法律が制定されるまでの提案のなかには事実、日系人を特に指定するものがあった。しかし国籍をとれないすべての外国人をふくむように差別を拡大したことは、公然たる反日本人の目的からの後退を示すものではなかった。国籍取得の資格がないという連邦議会の基準の採用は、求める目的を達成するための間

接の、しかしきわめて効果的な手段にすぎない。連邦法はその時に応じてアメリカ国籍から日系人を排除するよう起草されている。このような法律について、当裁判所は「日系人種の者は、出生による国籍をえていない場合、帰化によってアメリカ国民となることはできない」と述べている。したがって、カリフォルニア州法の起草者たちは、そうすれば日系人を農地の所有および利用から排除する結果になることを十分承知で、連邦基準を援用できたのである。連邦議会は日系人に対する差別の既成手段を提供し、カリフォルニアはこの手段を早速に採用し、連邦制定法の範囲あるいは目的をはるかに越えるところまで拡大した。さらに、カリフォルニア州法の支持者が日系人以外の国籍をとりえない外国人による農地の利用あるいは所有についても配慮したという気配はまったくない。法律が審議されていたとき国籍をとりえない外国人のなかには中国系がいた。しかしカリフォルニアの中国人は一般に農業よりは小さな商業に従事しており、さらに中国人排斥法があるので脅威とは考えられていなかった。法案の提案者がカリフォルニアに住むヒンドウ、マラヤ、ポリネシア系外国人について触れたことはない。こうしたタイプの外国人はあまり数が多くないので、興味、あるいは反感の対象にならなかった。日系人だけが現実の問題とされた。かれらこそ「黄色い群」であり、立法の目標とされた。

この事実はその後の外国人土地法の実施によってさらに立証されている。法律が発効してから、すくなくとも七九の没収措置が州によってとられた。七九件のうち、四件がヒンドウ、二件が中国人、残りの七三件が日系人に関するものであった。奇妙なことに七三件の日系人事例中、五九件は州によって真珠湾以後に始められた。第二次世界大戦の生んだヒステリアが効果的な反日本人宣伝の機会を大きくした時期にである。外国人土地法の厳格な実施は、一九四一年以来、たまたま日系人であった住民に対するこの国の冷酷な差別的処遇行為の一例にすぎない。

要するに、外国人土地法はまぎれもない人種差別を生み、日系人であるというだけの理由で農地の所有、利用を禁止するためのものであった。それは人種的、経済的、社会的敵対心に深く根ざしている。われわれの直面する問題は、人種主義の背景にてらして、このような法律が第一四修正の平等保護条項の障壁を越えることができるかである。州はこのような方法で、この国の国境内にある者は彼らが特定の人種であるという理由で権利と特権を拒否されないという歴史的理想を無視できるのか。わたくしはできないといたい。

平等保護条項はあまりにも明白でありそれ以外の結論は認められない。同項はいかなる州といえども「その管轄内にあるいかなる人にも法の平等の保護を拒んでは」ならないと定める。

「いかなる人」という言葉は十分な広さがあり、国籍をとりうるかどうかにかかわらず居住する外国人をふくむ。したがって、国籍をとれない日系人にも平等な保護が与えられなければならない。そして、平等の保護を与えなければならない法律には、間違いなく農業のような一般職業につく権利を保護するもの、また農地の利用と所有にかんするもの（先例引用略）が含まれる。しかし、平等の保護の概念は、まれな事例において、州がたとえば国籍をえられない外国人のような、人びとのクラスを別個に扱うため選別することを許す。こうした例外的事例における決定的テストは問題となる特定の差別に合理的根拠があるかどうかである。クラスの特徴が取扱いの違いを合理的に正当化するものであるかどうか。

そのような合理的根拠は、この場合のように、差別が人種的憎悪と不寛容から直接生れたところでは全く欠けている。わたくしが読むところ、合衆国憲法は人間がないうる最高の政治的理想を体現している。憲法は州であれ連邦であれ、われわれの政府は、人種の名、皮膚の色、信条のいかんにかかわらず各個人の尊厳を尊重しなければならないとしている。したがって、人種の反感を反映するような要因は、差別の正当化事由としては非合理であるとされる。しかし外国人土地法の歴史からみて、そこに設けられた差別の基礎は、疑いもなく、こうした性質の

要因によって固められている。そして、これらの要因は、差別を支持するため主張された法的、社会的そして経済的理由をきびしく検討すれば、たちまち明白になる。

第一点。連邦議会が外国人のどのクラスに国籍取得を認めめるかを定めた法則そのものが、外国人土地法にふくまれる差別の合理的根拠を与えると主張される。

連邦議会が帰化についても「正式の」権限は、憲法の人種主義の禁止をもってしても制限されないという立場には、私は深い疑いをもっている。人種主義が「正式の」権限をかりて現われる場合でも、われわれの生活様式のなかで正当化しうるものではない。しかし連邦議会が帰化の基準を定めるについて人種的区别をつけたという事実が残る。そして、これらの区別は、おもに外国人土地法の強い推進者になった多くの者をふくむ、人種的に偏狭なグループの要求によって生れたといえる。しかし、かりに連邦議会による区別の採用を正当化できたと仮定しても、ただちにカリフォルニア州が農地を所有、利用できる者を決める目的にこれらの区別をみさかきもなく利用できることにはならない。連邦議会にとってある目的のためには合理的かつ合憲であることが、州議会にとって他の、まったく違った目的のためには合理的あるいは合憲とはいえないこともある。そうでなければ、州がその管轄内にある者を差別する権限に対し

て、実際的な制約はほとんどないことになる。そのまま移しかえることができる連邦の分類があまりにも多すぎるからである。

いいかえれば、州が連邦の分類を借りようとするれば、あたらしい状況に援用する区別を理由づけなければならぬ。その区別は州がそれを使用しようとする目的にとって合理的なものか。この質問に対して、その区別は連邦法から取った、あるいは連邦議会の使用は合理的である、というのは答えにならない。州によるその区別の使用はそれ自体の妥当性によって判断されなければならぬ。そして、平等保護条項が州の望む目的のためにその区別の使用を禁止するとみえる場合に、連邦議会がその区別をなにか他の関連で採用できたということは、州にその区別使用のあらたな権限を与えるものではない。かくて、連邦議会が人種的理由によって、一部あるいは全部の外国人を排斥する権限から、州は外国人居住者に対して人種差別をおこなう権限をひきだすことはできない。

第二点。アメリカ国籍をえる資格として、国に対する忠誠と、自分の成功と州の繁栄のために働く意欲が大切であり、そのことは州の境界内における農地に重要な利害関係をもつといわれる。したがって州は農地の所有と使用をアメリカ国民または国民になりうる者に限定できるといっているのである。

このような主張は現実には意味をなさなくなっている。一九四〇年には、合衆国本土に四、七四一、九七一一人の外国人が住んでいたが、うち四八、一五八人が帰化できない者であった。これら帰化できない外国人の多くはこの国に長いあいだ居住していた。かれらは各種の実業や専門職業に就いていた。かれらは家庭をつくり、子供を育てた。その子供たちはこの国において生れたことにより、アメリカ国民の地位をえた。そしてかれらはその地域の社会的、宗教的生活体のなかに参加した。かくて、こうした帰化できない外国人は居住する州の経済的、社会的、政治的繁栄に重大な利害を有し、またかれらの愛国心はたびたび立証された。かれらが国籍をえられないという事実から、ただちに利害関係を結びえないとはいえない。またかれらに国籍資格がないから、州の当然求める愛国心と忠誠心を欠くということにはならない。

要するに愛国心と州の繁栄のために働く意欲はグループよりも個人の特性である。ある帰化資格のない外国人には愛国的である人も、ない人もいよう。かれは成功と州の繁栄のため働く意欲をもつかも知れないし、もたないかも知れない。しかし同じことが、帰化できる外国人あるいは出生によるアメリカ国民についてもいえる。これらの望ましい特性がいつも人種的に帰化資格のない外国人に欠けるといふのは愚直のきわみである。

連邦議会によって明日にでも帰化欠格は救済されるかも知れない。それは現行の帰化の基準よりもはるかに捉えがたい、また心の奥底にある要因にもとづく事柄である。当裁判所が述べたように「愛国心は人種、信条、皮膚の色ではなく精神の問題である」。であるから人種的に国籍をえられるかどうかは、誰が忠誠であり、誰が州の繁栄のために働く意欲をもつかを決める根拠としては不合理である。

第三点。帰化できない外国人が賃借あるいは所有できるとすれば、カリフォルニア州内の農業に適した土地は隅ずみまで、かれらが取得してしまおうといわれる。

かりにカリフォルニア州内のすべての農地を帰化できない外国人が所有あるいは利用することがいけないとしても、このような主張は統計的にみて意味をなさない。

カリフォルニアの日系人口は、アメリカ国民と在留外人をふくめて、一九一〇年の四一、三五六人(その十分の一強がアメリカ国籍)から、一九二〇年の七一、九五二人(その約三分の一がアメリカ国籍)に、さらに一九四〇年には、九三、七二七人(その三分の二がアメリカ国籍)に増えた。一九二〇年、日系アメリカ人と在留外人がカリフォルニアの全農場のうちの四・四%、総面積の一・二%にあたるものを支配した。一九三〇年にかれらは農場の二・九%、面積の〇・六%を支配した。

そして一九四〇年には農場の三・九%、面積の〇・七%を支配した。ここでは、われわれは日系外国人にかぎって論じているのであるから、かれらの支配する農場と面積の割合は右の数字よりも、はるかに少ない。かくて、カリフォルニアの農地のすべてが日系外人の支配に落ちる可能性は、ひかえめにいっても、きわめて薄いのである。

さらにカリフォルニア人口中の日系外国人の構成も重要である。一九四〇年には同州内に三三三、五六九人の日系外国人がいたが、その後はさらに少なくなり、いまでは二二五、〇〇〇人ぐらいと推計される。三三三、五六九人という数字は連邦議会が一九二四年、国籍をとれない外国人の移民を禁止する以前に移住していた者を示している。一九四〇年には、かれらのうち二、七六〇人をのぞけば、すべて三五歳以上であった。その半数をこえる者は五〇歳以上であった。過去八年のうちに、これらの年齢数字は四三歳と五八歳にすすみ、死亡する者の数が増えている。国外追放、日本への任意の帰国、他州への転出も減少の原因となった。一九二〇年から一九四〇年の間に日系外国人の数は四二%減少し、さらに減少をつづけることは避けられない。われわれの問題では、この減少する日系外国人の総数から、さらに農業活動をしていない男女を引かなければならない。一九四〇年、かれらの五八%が人口二、五〇〇以上の都市部に住

んでいた。二三三、二〇八人の日系外国人のなかで、一〇、五一二人だけが農業にたずさわっているといわれる。外国人土地法は疑いもなく、ある人たちを農民になるのを止めさせたが、通常、農業に従事しない人数は相当数にのぼった。この減少するグループのなかで現実のまた将来の農民はきわめて少人数である。

この関連で、もう一つの事実が指摘されなければならない。「これらの老年と老年になりつつある日系外国人の多くは、戦時中の強制移転によって大きな経済的損失をこうむった。突然に財産と家屋の放棄を命令され、多くは捨値で処分せざるをえなかった。ある者は不在中に善良でない管理者のために財産を失った。いわゆる移転センターに収容され、かれらは三年間近くも、収入のある仕事から切り離された。その結果、かれらのうちの資産をもった者の多くが、破産状態でカリフォルニアに帰り、残り少ない晩年における経済的回復はむずかしかった」これがカリフォルニア州が農地を所有、占有する権利を拒否しようというグループの状態である。これらの高年齢の個人は、すくなくとも二三年間もこの国に住み、たえず人数が減っているのに、カリフォルニア州の繁栄にとって「黄禍」という脅威をあたえるといわれる。かれらはアメリカ国民の農業利益を侵害するといわれる。かれらはカリフォルニアの豊かな農地のす

べてを占領する怖れがあるといわれる。かれらはあまりにも能率的に働くのでアメリカ人は競争にならないといわれる。かれらは忠誠心を欠き、州の繁栄のため働くことを望まないのも、農業によって生計をたてる権利を否定されなければならないといわれる。現実の状況のなかでは、このように列挙するだけで、こうした主張の浅薄かつ非現実的であることが十分に示される。わずか数千の年老いた住民、カリフォルニア州の公益にとつて、なんら人種的特性のある危険をもたない住民の存在は、本件にみられるような人種差別を正当化できるものではない。

第四点。日系外国人は農作業においてあまりにも能率的であり、またかれらの生活水準があまりにも低いので、アメリカ人農民はかれらに太刀打ちできないといわれる。したがって経済的衝突を避けるためには、かれらの土地所有および利用の権利を認めてはならないといわれる。

日系移民が高度に発達した耕作技術をもたらしたことは否定できない。日本において、かれらは土地の狭い各区分から可能な最高の収穫をあげることを身につけていた。そして、密度のたかい農業に必要な大きい労働量を注ぎこむ意欲と能力をもっていた。カリフォルニアに来たとき、かれらは能率的な方法を実践した。それまで試みられなかった各種の穀物の栽培をはじめ、広い地域を開拓し、州内にいくつものとも豊かな農業

地帯を開発した。しかし、こうした仕事を進めるにあたって、日本人はアメリカ人農民の場所を実質的に奪うようなことはなかった。かれらが耕作した地域は大部分、他人の放置した、または望まないものであった。

しかし、日本人はそのうち野菜、小果物、および温室物にすべての努力を集中するようになった。大規模農業においては競争に勝てないことが経験によって示されたからである。この市場向野菜の分野では、日本人は勤勉と能率のよさによって独占に近い成果をあげた。すでにみたように、かれらは、カリフォルニアにおける全農地面積のごくわずかな部分を占めたが、一九四一年の市場向農作物ではその生産にあてられた州内作付面積の四二%を占めた。ロスアンゼルス郡だけでも、かれらは加工用の市場向農作物の六四%と青果市場向の野菜の八七%を生産した。その多くがアメリカ国籍をもつ日系人が、このように努力を集中したので、当然に他の生産者は強い圧力を受け、ある者はこの分野から追い出された。

しかし、このように勤勉と能率によってかちえた成功は、日本人の農地所有あるいは利用を禁止する理由にはならない。自由競争と適者生存はアメリカ経済機構の生命要素であるとされる。そして、これらの要素の公平な働きによって損害を受けた者が異議をとなくても認められない。農業生産における効率の

よさが、その人の生産に従事する権利を否定する合理的理由であると考えられたのは、まことに奇妙である。もちろん、憲法的見地からは、効率と生産性にすぐれたことが差別を正当化するにされた例はない。

比較的にみて、日本人移民の生活水準ははじめ低かったかも知れない。しかし外国土地法のような障害にもかかわらず、かれらは水準をあげるために働いた。他の多くの一世移民と同じく、日本人もしばしば長時間低賃金で働かされた。しかし、公平な機会を与えられれば、かれらが経済的地位を向上させる能力を欠くという証拠はなにもない。すくなくとも、低い生活水準はその水準を低いままにしておく法律を正当化するものではない。この種の法律を合憲の水準にひき上げるには、それ以上の何物かが必要である。

第五点。右に述べたことと密接に結びつくのは、人種的頑迷をかくそうともせず、外国人土地法の提唱者、支持者によって巧みに活用された他の一連の主張である。これらはアメリカ国籍のあるなしにかかわらず日系人は不忠誠、排他的、同化力を欠く、人種的に劣等、人種的に好ましくないといった主張である。これらの主張をかたちづくる虚偽、片面だけの真実、わい曲については、たびたびあきらかにされているので、ここにくりかえす必要はない。(コレマツ対合衆国における反対意見を

みよ)。この種の要因が法律による差別の合理的根拠になりえないことはいうまでもない。

疑いもなく日系外国人と日系でないアメリカ人との間には文化的、言語的、人種の違いがある。日本人の身体的特徴、ちがった慣習と習慣、日本との過去の結びつき、独特の家族関係、東洋的宗教、極度の能率などは、すべて不幸な社会的、経済的衝突を生むことになった。しかしとりかえしのつかない致命的な誤り、多くのアメリカ人の不寛容と頑迷な態度をつくった誤りは、これらの違いがすべて人種的であり変らないものだという性急な推測であった。この誤りから日本人種は望ましくなく、すべての日本人は同化できないという非難にかわるのはたやすいことである。そしてこの誤りから社会的、経済的対立を集団あるいは人種単位で扱う多くの提案が生れた。外国人土地法はこうした提案の一つにすぎない。

外国人土地法の基本的な欠点、憲法的弱点は、その差別が非現実的な人種的基础にもとづくことである。同法はすべての日系外国人に共通するある人種的特性によって、かれらは、カリフォルニアの農地を所有あるいは使用するに適さないと考える。このような特性はないのである。指摘されたものでさえ実体はない。法律を支持する議論はなんらかの人種的要因をあきらかにする努力をまったくしない。これらの議論は社会的、

経済的反感を示すだけであり、人種的表現をすりかえたものである。このようなものであるかぎり、第一四修正の平等保護条項の要件に法律を合致させるに必要な正当理由とはなりえない。したがって、わたくしは、本裁判所が人種主義を合法化するこの企てを有効とした先例は破棄されるべきであると信じる。

この憲法上の欠点に加えて、もちろん、外国人土地法ははじめから合衆国政府にとって頭痛の種になった。この法律は国内問題の地方的規制以上のものである。それは外交政策の分野にも大きく影響した。それはこの国の日本との関係に直接の不幸な結果をもたらした。人種的反感を背景に制定されたので、法律は明白に日系外国人に対する差別であり、日本において大きな反感をひき起し、合衆国に対する開戦がいわれたほどであった。状況はあまりにも危険をはらんでいたので、三人の合衆国大統領が外国人土地法の成立をはばむために介入せざるをえなかった。國務長官みずからが法律の通過は日本を非友好国にするおそれのあることを訴えた。法律の発効後も、連邦当局者たちは、条文の実施強制が日本との関係をこわすことを怖れた。おもにこの怖れにもとづいて、第二次世界大戦前には法律は実質的に強制されていなかった。しかし法律の存在そのものが日本の多くの人びとにこの国に対する悪感情を起させ、両国の交友関係をそれだけ難かしくした。

さらに、この国は最近、人種、性別、言語、宗教の違いにかかわらず、すべての人の人権と基本的自由の尊重、順守をすめることをみずから約束した。外国人土地法はこの国家的決意の実現を妨げるものである。合衆国が手続どおり批准し採択した国連憲章に矛盾することは、この法律が非難されるいま一つの理由である。

かくて、その起源、目的、運用、効果において、外国人土地法は、合衆国憲法と国連憲章の高い理想に反する。この法律は破滅的な戦争による破壊をほしのままにした、悪の勢力が採用した人種政策の不幸なひき写しであり、その悲痛な経験を思い出させるものである。それは人種主義のもっとも悪質なかたちを示すものである。幸いにも、合衆国の住人の多数とカリフォルニア住民の多数は人種主義とその表徴のすべてを拒否する。かれらはわが憲法のもとで、すべての人は、人種の祖先にかかわらずなく法の平等の保護をうける権利をもつことを認める。今日、人間の自由は非常な危機にあるので、本件においてこの原則の無視は許されない。この理由から、外国人土地法に違憲判断が下されるべきであると信じる。

リード判事の反対意見。バートン判事がこれに同意する。法廷意見はカリフォルニア外国人土地法が合憲であるという

立場に立っている。その判決文を読むと、カリフォルニア外国人土地法は、本件への適用においてアメリカ市民——日本国民である両親のもとにアメリカで生れた息子に対して、違憲にあたるような仕方では差別をおこなうものであると判断している。われわれはこの判断に反対である。

カリフォルニアは、最高裁がくりかえし承認してきた規制権限を行使して、帰化資格のない外国人による州内の土地所有を禁止していた。法律上の、あるいは衡平法上の権原の保有者でない者が脱法行為によって利益をえることを考えて、カリフォルニア州は「土地没収を妨げ、避け、免れる意図をもってなされた……あらゆる取引」を禁止していた。この意図をもってなされた不動産の取引は「州にかんしては無効であり、それによって移転された、もしくは移転されようとした利益は、かかる取引の日付をもって州に帰属する」とされている。「土地没収を妨げ、避け、免れる意図」の立証を容易にするため、州が次のことを証明すれば、「取引がかかる意図をもっておこなわれた」との一応の推定ができるとされた。すなわち、「土地を所有しえない外国人」以外の人の名前をもって財産の取得があり、その代価が「土地を所有しえない」外国人によって支払われ、もしくは支払われるとの合意あるいは了解がある場合である。かくて州は取引にかんして二つの実体的行為を無効としたので

ある。(1)帰化資格のない外国人の土地所有権、および(2)帰化資格のない外国人の土地所有禁止を偽りによって回避するための取引、である。外国人土地法はその立法目的を達成するために必要であるとして、この法律の基本的な禁止を免がれようとする行為に対する罰則を定めた。帰化資格のない外国人の所有を防止する目的をもつ法律であるから、名目をかまえて所有し、また所有権を享受しようとする行為を処罰しなければ実効のない、ザル法になるといふのである。

事実審裁判所は、本件においてカリフォルニア州が問題にした取引は「土地没収を妨げ、避け、免れる意図」をもっておこなわれたと認定した。その認定とともに裁判所は、条文による推定を本法廷が判決文のなかで詳しく述べた証拠とあわせて考慮したうえで、第九条に定める証明責任を被告は果さなかったと結論した。カリフォルニア最高裁はこれを支持した。

われわれは本件審理にあたって憲法の権利の均衡を計ることはしない。すなわち、一方で帰化できない外国人を土地所有から閉め出すカリフォルニアの権利と、他方、かれらの市民権をもつ息子が土地を所有する権利との均衡である。カリフォルニアは帰化できない外国人の、市民権をもつ息子に州内の土地所有の権利を否定していない。もし市民が法律違反で無効とされることなく土地を取得すれば、それを所有できる。第九条のも

とは、土地が息子に渡るまえに父親の違法を理由に没収される。カリフォルニアが父親に対して土地所有の特典を否定する権限については、争われていない。さらに父親がカリフォルニア土地法の制約をまぬがれようとした場合に、土地没収を定め、この規定に実効をあたえる権利についても争われていない。現実に、唯一の問題は、帰化できない父親による土地代金の支払から生じる推定が、息子に対して法の平等の保護を否定するかである。われわれの理解するところでは、多数意見は、第九条(a)の推定と、いわゆる付随の推測、すなわち息子が未成年であり、父親が親権者報告の提出あるいは証言を怠ったことから推測をあわせて、本件に適用したことが、フレッド・オーヤマに対する違憲の差別にあたるとした。かりに条文による推定則と推測が合憲であるとすれば、本法院は原審判決を支持するはずである。その場合、残される争点は事実審判事の実定正確性を本法院において争いうるかは誰もいわないであろう。憲法問題でない事実上の当事者間の争点の解決は、州裁判所のやることである。当法院はカリフォルニア裁判所による事実についての結論に異をとねえるつもりはない。その判決は「条文による推定則」と「二つの付随的推測」の総合的効果にもとづいている。カリフォルニア州裁判所への差戻しによって、事件はふた

たび審理されよう。再審において、第一回裁判で採用された証拠のすべてが陪審に提示されるかも知れない。父親による代金の支払をもふくめて、州の提出した各証拠が許容されないものだとはいっていいのである。州の法律適用のおもな非難点は、みどころ本法院が平等条項の否定であると判断した推定と推測に依拠したことであった。かりに、「土地没収を妨げ、避け、免れる」意図が同じ証拠にもとづいて認定されれば、没収が再度くりかえされよう。

第九条(a)の推定はカリフォルニア最高裁によって次のように解釈されている。「不動産購入の代価が帰化できない外国人によって支払われ、かつそれが第三者の所有名義にされた場合には、反証のないかぎり法定の没収を「妨げ、避け、免れる」意図が外国人と名義人の双方にあったと推定される。……しかし、この推定は覆えすことができるものであり、対立証言についての法則に十分かなう強さの反証をあげれば消えるものである」。われわれの同僚判事の判決文は、この推定が有効であれば反証できないものであるとは解釈しない。あるいは別の側面から、推定の効力が有効であれば、外国人・日本人の父親からその子への不動産の贈与はすべて州によって没収できるとの解釈もとらない。具体例にもみられるように、国民でない日本人の父親は推定にもかかわらずカリフォルニアの土地を息子に与

えることができる。推定の効力は有効であれば、第九条に定めるところの条件のもとで土地を取得するすべての名義人に反証の責任を負わせるにすぎない。それは多数意見の表現を使えば厄介な重荷ではあるが。

したがって、本件における争点は、アメリカ国民になる資格のない人による農地所有をカリフォルニアが禁止することの有効性でも、この禁止をまぬがれる行為を土地没収によって処罰する法律第九条の有効性でもない。これら条文のいずれの有効性も当法廷の判決文は問題としていない。ここでの争点は推定の有効性、すなわち国民になれない人が、なれる人の取得する土地の代価を支払う場合、その移転は所有禁止を避けるためにおこなわれたとの一応の推定の有効性である。判決文の論議の要点は次のことである。外国人・英国人の父親が第三者から土地を買い、その子供名義にした場合、子供の受諾と権利書の授受があると推定される。しかし、外国人・日本人の父親が同じ取引をおこなえば、その子供は推定を覆えず「厄介な責任」を果さなければならぬ。したがってフレッド・オーヤマはカリフォルニアの法律によって平等な取扱いをされず、フレッド・オーヤマはこれらの法律の平等の保護を拒まれている。これらの事実は正確である。誤りはそれが結論につながらないことである。カリフォルニアは州益に反するとしてある特定クラスの

取引を違法とした。すなわち、土地没収をまぬがれる意図をもってなされた取引である。人種的系統が何であれ、州が禁止したクラスに当ると主張する土地売買の譲受当事者は移転の合法性を確立するために第九条の推定を覆えさなければならぬ。この推定は機械的な中立性をもって働く。州によって問題とされた移転の譲受人は誰であれ、フレッド・ジョンソンであれ、フレッド・オーヤマであれ、「厄介な重荷」を負わなければならない。彼が拳証責任を負うのは血統や国籍によるのではなく、有効と認められた法律のもとで違法であると州が主張する取引の当事者であるという理由による。

法廷意見の主張は、われわれがみるところ、二つの対比されると称する状況に注意を集中する。英国人の父親からアメリカ国民である息子への贈与と、日本人の父親から、アメリカ国民である息子への贈与である。関連のある州法を調べたうえで、多数意見は、日本人の父親の息子は英国人の父親の息子に比べて有利でない立場におかれていると結論する。それはそうであるが、われわれの見地からすれば結果そのものではなくて、結果を生む理由がまさに重要である。二人の息子の法的地位がちがうのは、状況が対比できないからにすぎない。日本人の父親とそのアメリカ国民である息子は、土地の移転が「没収を妨げ、避け、免れる意図」をもっておこなわれておれば、違法譲渡の

当事者である。英国人の父親は不動産所有を妨げられておらず、彼の贈与は州によって争われることはない。贈与者の能力がちがうのであり、まさにこの違いが、オーヤマの争う推定を一つの事例では生み、他の事例では生まないものである。ある州がたやすく脱法を生む取引を、そうした可能性のない取引とは別異に区別することは平等な保護の否定にあたらぬ。こうした分類は許される。

法廷意見の理由づけをちがった事実関係に適用してテストしてみよう。例示のために次の場合を考える。(1)資産のある父親が第三者から土地を買い、息子の名義にする。(2)破産した父親が第三者から土地を買い、息子の名義にする。(2)の例で、父親の債権者はその債権の満足をえるため息子の土地を差押えるにあたって、父親の破産状態の間に移転がおこなわれたことを立証してその移転が債権者にとって詐害にあたるという一応の推定をうけることができる。ここで、破産した父親の息子は「厄介な重荷」を負うが、資産のある父親の息子についてはそれが無い。前者がこの立証責任を負うのは、債権者が無効であると主張する取引の当事者であるからにほかならない。父親の無能力が息子の権利に影をさすのであり、したがって息子は資産ある父親の子に比べて不利な立場におかれる。破産した父親の息子は「平等の保護」を拒まれたのであり、結果的に、この推定

は違憲であるというのは妥当であろうか。だれもそうだとはいわないであろう。資格ある土地所有者と資格のない土地所有者の息子の間の不平等はこの例とちがうとは思えないのである。

上告人の主意書と本法廷における弁論における主張をみると、国民である息子に対する平等な保護の否定をめぐる論議にあたって、父親の代金支払によって生じる推定が有効性をもたないことを唯一の論拠としている。本法廷の判決意見は、平等な保護の否定にあたる差別が、つぎの事項から生ずるとの上告人の主張を認める。(1)息子は父親からの贈与が善意のものであることを積極的に立証する責任を負わなければならないとする第九条の要件。(2)帰化できる外国人の幼児への贈与が有効と推定されるのに反して、日本人の幼児への贈与は無効と推定される。(3)裁判所は取引後、親権者報告の提出を父親が怠ったことを考慮した。通常は、取引後の親権者の不適当な行為は子供への贈与の効力に影響しない、と法廷意見はいう。かくて息子には余分の負担とみなされるものがかけられているという理由から、法廷意見は、「総合的効果はあきらかにフレッド・オーヤマを差別することになった」と結論する。

「さらに、アメリカ国民に対するこの差別の唯一の根拠は、彼の父親が日本人であり、アメリカ人、ロシア人、中国人、あるいはイギリス人ではなかったという事実である」という。も

しそれらが差別であるなら、こうした差別は争われている第九條の推定が平等保護の否定であり違憲であるという中心理論をさらに詳しく述べたものにすぎないと思われる。日本国民の息子が、帰化資格のない父親から、帰化できる外国人の息子ほど、たやすく贈与を受けられないのは、もちろんそのとおりである。しかし、このような分類は、ひとたび、カリフォルニア州は日本人が同州の土地を直接、間接に所有することを禁止する権利をもつという立場をとれば、まったく妥当である。

他の者に比べて、ある者により多くの負担をかけるという意味での差別は、それ自体違憲ではない。かりに差別のすべてのタイプが違憲であれば、われわれの社会は多くの重要かつ緊急の問題について立法による対処をなしえなくなる。すべての合理的な分類は、その対象をちがったカテゴリーに分け、それらの立場にもなって利益あるいは不利益をもたらすのである。帰化できない外国人が対価を支払った取引において譲受人として土地を取得したすべての者を、第九條の条文上の推定と、取引と合理的に関連する推測の対象となるクラスに類別することは、違憲として排除されるべきではない。カリフォルニア土地法が違憲と判決されないかぎり、推定とその結果生じる効果は合法と認められるべきであると考ええる。

ジャクソン判事反対意見。

私はどうして当法廷がカリフォルニア州外国人土地法を無効とせず、それにもとづく原判決を論理的に覆えせるのか理解できない。土地没収の原判決がオーヤマ父子にとって苛酷にみえるのなら、それは立法の主旨を忠実に執行したからにすぎない。当法廷はその立法主旨の有効性については問題にしないのである。

州の主張は単純である。カリフォルニアに一定の外国人による土地所有を禁止する権限があるとすれば、幼児の名義を使って禁止された所有を隠して、その禁止をまぬがれることを防止するための付随的権限も認められなければならない。州にかかる脱法に対して自衛する権限があるのなら、州裁判所にもある取引が脱法に当るかという事実問題を決定する権利が認められなければならない。そして、州裁判所が法律を適用しなければならぬのである。州には合理的な推定を定めて裁判所を助ける権限がある。私はこの理由づけに欠陥をみいだせないし、その結果がどれほど私の好むところでないにせよ、原判決に理由なしとはいえない。

本件において父オーヤマは六エーカーの農地を取得することにした。彼は帰化資格のない外国人に分類され、農地の取得を禁止された者であるので、自己名義で所有権をもちえない。所

有権は息子のフレッド名義にされた。こうしたことがあったのは、フレッドが六歳のときである。フレッドに資金はなく、代価はすべて父親が支払った。六歳の子供が自分は農業に従事する、あるいはこの土地が自分の農業に適している、といった判断をしなかったと州裁判所は結論した。とくに反論がなかったのであるから、われわれはこの結論を批判できない。土地はたえず耕作していなければ、自然状態にもどってしまうのであり、六歳の子供は投資の維持や、利潤追求に必要な労働力や監督を提供できないと考えてよからう。さらに土地からの収入が若いオーヤマの扶養にあてられたとしても、親の義務はそれだけ軽減されることになる。要するに六歳の子供がこれらの土地の購入にあたって、資金、判断、意欲を提供したという証拠はない。カリフォルニア州裁判所は、子供の名義が子供の理解と合意をえずに取引に使われたと考えた。たとえ法律の定める推定がなかったとしても、この結論が不当であることはむづかしい。

州は合憲とされる法律を実効あらしめるために、帰化できない父親が代価を支払い、幼年の息子の名義で所有権をえた場合、それは父親の購入であるという推定をおいた。そのことは連邦憲法に反するとはいえないと考える。当法廷がそれを事実からかけ離れた、あるいは不合理な推測であるというなら理解できない。しかし、このように解釈される推定が、国籍をえられない人の息子に対してのみ不利に働くというのが理由のようにである。このような推測が限られたクラスだけに適用されるとしても、それは法律の基本的禁止が限られたクラスにのみ向けられていることによる。州があるアジア人を土地所有から排除するため、分離されたクラスとして分類するのが妥当であれば、推定の適用にあたって同様のことができない理由はない。

しかし、カリフォルニア州法はこの推定を排除されたアジア人の息子に対してのみ適用するとしたのではない。本件に適用された条文上の推定は次の言葉で定められている。

「譲渡がかかる意図をもっておこなわれたという一応の推定は次の事実のうちの一つにつき証拠があれば適用される。

「(a)第二項に示された人〔排除された外国人〕以外の人の名義による財産の取得があり、第二項に定める外国人によって代価の支払があり、またはあるものと理解された場合……」

アメリカ国民であれ、外国人であれ、どんな人であれ、その人が所有権を取得し、その代価を帰化できない外国人が支払った場合、法律によって同じ推定をうけることになる。法廷の判決は、この推定がフレッド・オーヤマに法の平等の保護を拒むという。その理由は帰化できない人の息子がどうかによって、譲受人の取扱に差を生むことになるというのである。この法律

はこうした分類をしていない。帰化できない父親の息子であるから推定を受けるのではない——帰化できない外国人が支払った土地の譲受人であるから推定をうけるのである。裁判所みずからが、この父親と息子という分類を法律に読み込んでいた。たしかに本件では父親と息子の関係が存在する。しかし、その関係が推定をまねくのではない。

法律は帰化できない外国人が支払った土地と、そうでない土地の譲受人について分類するにすぎない。このような外国人によって支払われた土地を所有するクラスの成員であれば誰もが、この推定を覆えさなければならない。日本人の息子、アメリカ国民の息子、帰化資格のある外国人の息子にかかわらず、どの譲受人もフレッド・オーヤマに負わされたのと同様の負担を負う。このように当法廷が無効とする法律の条文には、文言上にもるかぎり差別はない。

しかし、差別がこの推定にかくされておき、それは他の父親は息子に土地を与えても、推定をまねかない事実をみればわかるといわれる。この状況に差別があることは誰も否定しない。それは、当法廷は触れないが、基本的な差別である。そのため他の多くの父親とちがいが、オーヤマの父は直接あるいは間接にこの土地を取得できない。もちろん、法律が適用されない人によって代価が支払われた場合には、この推定は適用されない。

しかし、息子フレッド・オーヤマはこの推定にかんして他の人の息子とまったく同じ立場にある。かりにアメリカ国民の息子が同じ条件でオーヤマの父からこの土地を受取れば、同じ推定をうけ、没収に会う。他方、若いオーヤマがこの土地を国民から受けとれば、カリフォルニアの他の若者とかかわらず、推定と没収のおそれなく土地を取得できる。若いオーヤマに不利な唯一の差別は、彼の父親が土地所有あるいは土地の贈与者となる資格を認められないことにある。その差別は有効であると判断された。当法廷はまったく架空の差別をまず設定して、つぎにこれを否定した。

州は、証拠を所持する唯一の当事者に証拠を提示する責任を負わせるような、合理的な推定を定めることができる。連邦憲法のなかに州のこうした権限を奪うような条文はない。この推定は決定的なものではなく、カリフォルニア州裁判所はしばしば反証によって推定が覆えされたと判決している。本件において、かりに、オーヤマが自分の名前では取得を禁止されている利益をえるために、息子の名前を使ったという以外にこの取引についての説明があれば、オーヤマ老以外にこうした事実をよく知る人はいない。彼は証人席にはつかなかった。彼は、法律の定める推定と、かりに法律がなかったとしても、たいいて合理的な人が事実から引きだすであろう推測のいずれについて

も反論しなかった。

当法廷は、また父親が息子の受託者として会計報告の提出を怠った行為を息子に不利な証拠としてカリフォルニア州が使った点に言及して、これが違憲の手続であるかのようにいう。この息子は土地購入についての意思も理解もない幼児であった。この取引が善意のものか法をくぐるためのものかは、まさに父親の意図にかかっている。彼が唯一の行為者である。彼は土地を息子に与え、息子のために受取ったといわれる。財産が本場に幼児に帰属し父親は受託者であるなら、法律によって求められる会計報告の義務をこの唯一の行為者が果さなかったという事実を彼の意図と善意に関係する証拠として採用することは、もちろんカリフォルニア州裁判所の権限に属する。

私見では、カリフォルニア州は不必要に苛酷な政策を実施し、それによってオーヤマ父子は土地と投資をともに失った。しかし州にこの政策をつづける権利を認めておきながらその法律を実効あらしめる権利を州から当法廷が奪えるとする理由はないと考える。州は土地所有から外国人を排除する権限をもつが外国人にはそれをまぬがれる方策をたて政策を無効にする憲法上の権利がある、とはいえないはずである。その方策が連邦法をまぬがれるために使われれば、われわれはあっさりそれを違法とするだろう。

当法廷判事の多数は法廷意見の述べた理由だけで本件訴訟を十分判決できると考える。したがって、外国人土地法自体の合憲性について論じることは不必要であり無益だということになるだろう。